#### 6 国の推進施策の活用状況

- (1) 地籍調査に係る国庫負担金
  - ア 地籍調査の実施に係る計画における目標設定の考え方

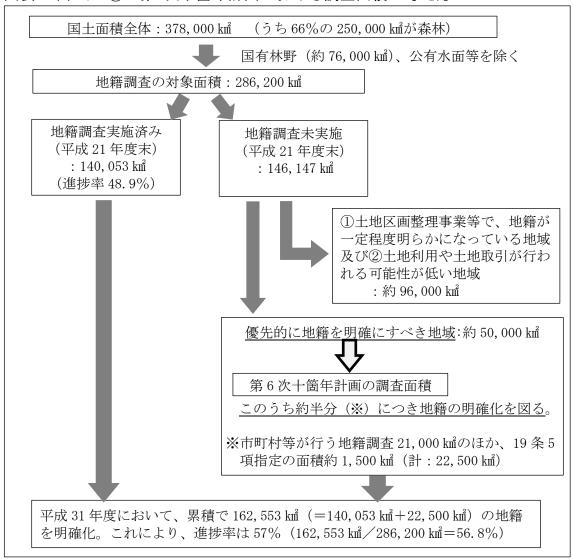
#### (第6次十箇年計画における地籍調査の調査面積)

第6次十箇年計画における成果目標の設定の考え方については、第6次十箇年計画補足資料において、図表6-(1)-ア-①のとおり、平成21年度末時点で地籍調査を未実施の地域(146,147k㎡)のうち、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地利用や土地取引等が行われる可能性が低い地域(合計約96,000k㎡)を除いた地域を「優先的に地籍を明確にすべき地域」(約50,000k㎡)とし、そのおよそ半分の地域について地籍の明確化を図るとされている。

その上で、第6次十箇年計画において市町村等が行う地籍調査の調査面積は、21,000km²とされており、平成31年度末時点の進捗率57%については、市町村等が行う地籍調査の面積に、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等の面積(約1,500km²)を加えた22,500km²の地籍が明確化されることにより達成されることが想定されている(注)。

(注) 国土交通省は、国が実施する基本調査について、市町村等が後続の地籍調査を実施する際、基本調査の成果を地籍調査の成果の一部として活用することを踏まえ、平成25年度以降、上記22,500km に対応する実績として、実施面積に加算している。なお、加算に当たっては、地籍調査の工程全体に占める基本調査の割合を考慮し、基本調査を実施した地域の実面積に一定割合(都市部官民境界基本調査:0.42、山村境界基本調査:0.24)を乗じた換算面積により実施面積を算定している。

図表6-(1)-ア-① 第6次十箇年計画における調査面積の考え方



- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 表中「19条5項指定」とあるのは、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国 土調査以外の測量及び調査の成果等を示す。

#### (地籍調査の実施に係る計画の体系)

地籍調査の実施に係る計画の体系をみると、以下及び図表6-(1)-ア-②のとおり、長期計画として、「国土調査事業十箇年計画」と「都道府県計画」が、単年度計画として、都道府県が策定する「事業計画」と市町村が策定する調査の「実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)があり、それぞれ、調査地域、調査面積、調査期間等が定められている。

#### <長期計画>

① 国土調査事業十箇年計画 国は、昭和26年から地籍調査を促進しており、昭和38年度以降は、国土調 査促進特別措置法第3条第1項に基づいて国土調査事業十箇年計画を策定し、 計画的に事業に取り組んでいる。

国土調査事業十箇年計画は、国土の総合的な開発及びその利用の高度化に 資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域につい て、10年間に実施すべき国土調査の事業量(調査面積等)を定めるものであ り、昭和38年度以降、6回策定され、現行の計画は、平成22年度から31年度の 10年間を計画期間とする第6次十箇年計画である。

また、計画策定時における関係機関の協議等についてみると、国土調査促進特別措置法第3条第4項において、国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、国は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県から意見を聴かなければならないとされている。

## ② 都道府県計画

国土調査促進特別措置法第4条において、国土調査事業十箇年計画に基づく事業については、同法のほか、国土調査法の規定を適用するとされており、都道府県は、地籍調査について、国土調査法第6条の3第1項の規定に基づいて、国土調査事業十箇年計画に基づく「都道府県計画」を定めなければならないとされている。

国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)第7条において、同計画には、調査期間、年度別の調査地域及び調査面積を定めるとされており、第6次十箇年計画では、都道府県全体の調査面積のほか、「地籍調査計画明細書」として、市町村ごとの調査面積が定められている。

また、計画策定時における関係機関の協議等についてみると、国土調査法第6条の3第1項において、都道府県は、都道府県計画について、国に報告しなければならないとされている。

#### <単年度計画>

#### ③ 事業計画

国土調査法第6条の3第2項において、都道府県は、都道府県計画に基づき、 毎年度、当該年度における「事業計画」を定めなければならないとされてお り、国土調査法施行令第8条において、同計画には、当該年度に調査を行う者 の名称、調査目的、調査地域、調査面積、調査期間及び調査に要する費用の 総額を定めるとされている。

計画策定時における関係機関の協議等についてみると、国土調査法第6条の3第2項及び第3項において、都道府県は、市町村等と協議して事業計画を策定しなければならないとされており、策定の際は、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。

また、国土調査法第6条の3第4項において、国土交通省は、事業計画への同

意について、当該事業計画により国が負担することとなる経費の総額が、国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲においてしなければならないとされている。

#### ④ 実施計画

国土調査法第6条の4第1項において、市町村等は、事業計画に基づいて地籍 調査を行うとされている。

地籍調査の実施に当たっては、あらかじめ、実施計画及び作業規程を作成するとされており、準則第9条において、同計画には、調査地域、調査面積、調査期間、精度及び縮尺の区分、地籍測量の方式、作業計画を定めることとされている。

また、計画策定時における関係機関の協議等についてみると、国土調査法第6条の4第2項において、市町村等は、実施計画について、都道府県に届け出なければならないとされている。

## 図表6-(1)-ア-② 地籍調査の実施に係る計画の体系

## 【長期計画】

## 国土調査事業十箇年計画

策定主体:国(閣議決定) 計画期間:10年 根拠法令:国十調查促進特別措置法第3条第1項

概要:国土の総合的な開発及びその利用の高度化に資するため緊急に 国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、10

年間に実施すべき事業量(調査面積等)を定めるもの

## 都道府県計画

策定主体:都道府県 計画期間:10年 根拠法令:国土調査法第6条の3第1項

概 要 : 国土調査事業十箇年計画に基づき、調査期間、年度別の調査

地域及び調査面積を定めるもの

#### 【単年度計画】

## 事業計画

策定主体:都道府県 計画期間:1年(毎年度)

根拠法令:国土調査法第6条の3第2項

概要:都道府県計画に基づき、毎年度、当該年度に調査を行う者の

名称、調査目的、調査地域、調査面積、調査期間、調査に要

する費用の総額を定めるもの

#### 実施計画

策定主体:市町村等 計画期間:1年(毎年度)

根拠法令:国土調査法第6条の4第2項

概要:市町村等が、事業計画に基づく地籍調査を実施するに当た

り、毎年度作成する事業の実施に係る計画であり、調査地域、調査面積、調査期間、精度及び縮尺の区分、地籍測量の

方式、作業計画を定めるもの

(注) 当省において作成した。

## (都道府県計画の策定状況)

第6次十箇年計画に基づく都道府県計画の策定について、全国の状況をみると、47都道府県全てで同計画が策定されている。

また、調査面積についてみると、平成22年度から31年度までの47都道府県における調査面積の合計は20,780kmと、おおむね21,000kmとなっており、第6次十箇年計画において、市町村等が行う地籍調査の調査面積とされた21,000kmが、全国の都道府県に割り当てられている。

## (事業計画及び実施計画の策定状況)

調査対象23都道府県について、事業計画の策定状況をみると、23都道府県全 てにおいて、平成22年度から29年度までの間、毎年度、事業計画が策定されて いる。

各都道府県では、事業計画の策定に当たって、毎年度、国及び都道府県の予算要求作業に併せ、管内市町村から次年度の地籍調査の実施予定を聴取し、ヒアリング等を行った上で、国庫負担金の交付額(内示額)を踏まえて調査面積を決定している。

また、調査対象104市町村について、実施計画の策定状況をみると、102市町村において、平成22年度から29年度までの間、未着手又は休止中の期間を除き、毎年度、実施計画が策定されている。

各市町村では、実施計画の策定に当たって、毎年度、上記の事業計画の策定と並行して、次年度の地籍調査の実施予定地区を選定し、国庫負担金の交付額 (内示額)を踏まえて最終的な調査面積を決定している。

なお、調査対象の2市町村では、都道府県の事業計画をもって、同市町村の 実施計画としている等として、実施計画を策定してない状況がみられた。

#### (都道府県計画と事業計画の調査面積の比較)

上記「(第6次十箇年計画における地籍調査の調査面積)」のとおり、長期計画である第6次十箇年計画では、「優先的に地籍を明確にすべき地域」のおよそ半分とする成果目標が設定されているのに対し、単年度計画である事業計画について、国は、事業計画への同意について、当該事業計画により国が負担することとなる経費の総額が、国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲においてしなければならないとされている。

また、都道府県は、事業計画の策定に当たり、管内市町村から次年度の地籍調査の実施予定を聴取し、ヒアリング等を行った上で、国庫負担金の交付額(内示額)を踏まえて調査面積を決定している。

これらを踏まえ、調査対象23都道府県について、都道府県計画と事業計画の

調査面積を比較したところ、図表6-(1)-r-3のとおり、都道府県計画は、平成22年度から31年度までの累積が11,875k㎡であるのに対し、事業計画は、22年度から29年度までの累積が4,427k㎡となっており、かい離がみられる。

また、経年推移をみると、都道府県計画については、平成22年度は750k㎡であるのに対し、31年度は1,541k㎡となっており、計画期間の初年度から最終年度に向けて、調査面積が増加している一方、事業計画については、平成22年度は557k㎡であるのに対し、中間年の26年度は614k㎡、29年度は473k㎡と、年度ごとに増減があるものの、おおむね横ばいとなっている。

図表6-(1)-ア-③ 調査対象都道府県における都道府県計画及び事業計画の調査面積 の比較

(単位: km, %)

	調査面積	E C	•		•	•	•			•	•
区分		平成									
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
都道府県	11 075	750	862	964	1 047	1 119	1 979	1 259	1 475	1 400	1 5/1
計画(a)	11,875	750	802	904	1, 047	1, 113	1, 272	1, 352	1, 475	1, 498	1, 541
事業計画	4, 427	557	496	613	600	614	522	552	473		
(b)	4, 427	997	490	013	600	014	322	992	4/3		
割合	37. 3	74. 3	57 E	62 6	57. 3	EE 9	41.0	40. 9	20 1		
(b/a)	31.3	14.3	57. 5	63. 6	37.3	55. 2	41.0	40.8	32. 1	_	_

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 調査対象23都道府県の合計である。ただし、「事業計画(b)」欄については、文書保存期間満了により、事業計画の調査面積が不明の年度がある神奈川県(平成22年度から25年度が不明)、愛知県(22年度から24年度が不明)、三重県(22年度から24年度が不明)及び高知県(22年度及び23年度が不明)については、不明の年度を除いて、調査面積の累積を算出した。
  - 3 「事業計画(b)」欄は、小数第1位を四捨五入している。

なお、地籍調査の実施面積については、前述3-(2)のとおり、調査対象市町村において、地籍調査の実施に係る予算額が大きい市町村ほど、地籍調査の実施面積が大きくなる傾向がみられ、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として「国庫負担金の交付額が要望額を下回っている」を挙げた調査対象43市町村のうち、36市町村(83.7%)が、国庫負担金の交付額が要望額を下回った場合、交付額に合わせ、要望時点で予定していた事業量を縮小するとしている。

## イ 地籍調査に係る国庫負担金の予算額及び執行額

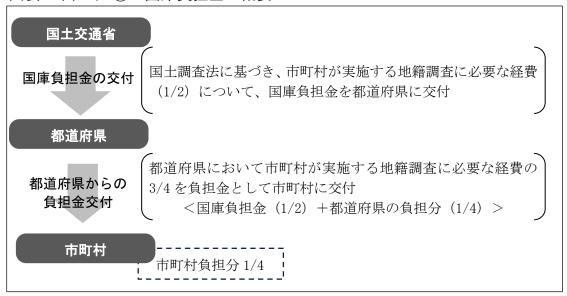
## (国庫負担金の概要)

市町村等が実施する地籍調査については、国土調査法第9条の2に基づき、国、 都道府県、市町村等が、それぞれ経費の一部を負担しており、図表6-(1)-イ-①のとおり、市町村が地籍調査を実施する場合、経費の負担割合は、国が二分 の一、都道府県が四分の一、市町村が四分の一となっている。

また、国土調査法施行令第13条において、上記の経費のうち、国が負担する 国庫負担金の対象となる経費は、一筆地調査、地籍測量、地積測定、地籍図及 び地籍簿の作成等に要する経費とされている。

国土交通省は、国庫負担金として、毎年度、都道府県に対し、地籍調査費負担金及び社会資本整備総合交付金(社会資本整備円滑化地籍整備事業)を交付しており、都道府県は、国庫負担金に都道府県が負担する経費を追加した上で、各市町村に配分している。

## 図表6-(1)-イ-① 国庫負担金の概要



(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

また、国庫負担金の配分の流れをみると、国土交通省は、毎年度、都道府県を通じ、要望額として、市町村等が次年度に実施予定の地籍調査に必要な事業費の国庫負担分を聴取した上で、都道府県ごとの交付額を決定している。

#### (国庫負担金の予算額、交付額及び市町村等からの要望額)

平成22年度から29年度の国庫負担金の予算額について、当初予算と補正予算の合計をみると、図表6-(1)-イ-②のとおり、22年度は113.0億円、23年度は108.9億円となっており、24年度以降は135億円前後で推移している。

また、予算額に対する最終交付額の割合(執行率)をみると、平成22年度は96.7%、23年度以降は99%前後となっており、毎年度、ほぼ全額を執行している状況がみられた。

なお、国庫負担金の最終交付額(平成22年度から29年度の累積1,025.3億円) と、前述2-(2)の地籍調査の実施面積(同8,023km)を基に、地籍調査の実施に 必要な国庫負担金の額を試算したところ、1km当たり12.8百万円となり、第6次 十箇年計画の成果目標21,000kmを達成するために必要な国庫負担金の額は 2,688億円となった。

## 図表6-(1)-イ-② 全国における国庫負担金の予算額及び最終交付額の推移

(単位:百万円、%)

							•	1 1 1 1 1 1	
区分		平成	00 F #	0. F.				00 H H	00 H H
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
于	Ģ額(a)	11, 300	10, 891	13, 450	13, 474	13, 039	13, 689	13, 865	13, 782
	当初予算	11, 300	10, 391	12, 200	10,874	10, 929	10, 829	11, 047	10, 982
	補正予算	_	500	1, 250	2,600	2, 110	2,860	2,818	2,800
昻	と終交付額(b)	10, 929	10,800	13, 323	13, 291	13, 038	13, 689	13, 722	13, 740
幸	內行率(b/a)	96. 7	99. 2	99. 1	98.6	100	100	99.0	99. 7

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 一般会計と復興特別会計の合計である。

次に、全国における市町村等からの国庫負担金の要望額(当初)をみると、図表6-(1)-1-③のとおり、年度によって増減があるものの、平成22年度以降、増加傾向となっており、平成22年度は113.0億円であるのに対し、29年度は175.0億円と、約1.5倍に増加している。

一方で、上記のとおり、国庫負担金の予算額が、平成24年度以降、横ばいとなっていることから、市町村等からの国庫負担金の要望額に対する交付額(当初予算)の割合は、減少傾向にあり、22年度は96.7%であるのに対し、29年度は62.5%となっている。

図表6-(1)-イ-③ 全国における国庫負担金の要望額及び交付額(当初予算)の推移

(単位:百万円、%)

区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
要望額(a)	11, 300	11, 889	13, 428	12, 594	13, 737	14, 996	16, 636	17, 499
交付額(当初予 算)(b)	10, 929	10, 381	12, 073	10, 691	10, 928	10, 829	10, 904	10, 940
交付率(b/a)	96. 7	87.3	89. 9	84. 9	79. 6	72. 2	65. 5	62. 5

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

# ウ 災害からの迅速な復旧・復興等の政策効果を踏まえた地籍調査の実施 (国庫負担金の配分の考え方)

国土審議会国土調査のあり方検討小委員会は、26年度検討小委員会報告書において、「特に被災地における復旧・復興の迅速化の観点からは、東日本大震災において地籍調査の実施の効果が再確認された」として、第6次十箇年計画の見直しの方向性として、地籍調査の実施地区の選定について、「地震、土砂災害等の災害への備えなどとして、地籍整備の緊急性がより高い地域における地籍整備を優先的に進めるべきである」としている。

国土交通省は、国庫負担金の配分の考え方について、新しい測量技術の導入 状況、認証請求(認証請求時の指摘件数)、送付遅延の状況、過去の国庫負担金 の配分状況及び執行状況等を考慮しているとしており、特に、平成28年度以降 は、地籍調査費負担金の配分に当たり、地籍調査の実施による政策効果を考慮 し、以下の四つの施策(以下、合わせて「重点4施策」という。)と連携する地 籍調査を優先する方針としている(注)。

① 防災対策(南海トラフ地震や首都直下地震、土砂災害等の防災対策を目的 とした地籍調査)

地籍調査を実施し、土地の境界等が明確になることで、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化が可能となるため、地震防災対策推進地域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等災害のおそれのある地域において実施する地籍調査を重点的に支援するもの。

- ② 社会資本整備(社会資本整備(公共事業)の円滑化を目的とした地籍調査) 道路整備や河川整備などの社会資本整備を実施するためには、事業予定区域に存在する土地の境界等を明確にし、円滑な用地調整を実施する必要があるため、社会資本整備の事業予定区域での地籍調査を重点的に支援するもの。
- ③ 都市開発(都市開発等の活性化につながる都市部の地籍調査) 都市開発を推進するためには、開発予定区域に存在する土地の境界等を明確にし、円滑な用地調整を実施する必要があるため、都市再生緊急整備地域や中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画の指定地域などで実施する地籍調査を重点的に支援するもの。
- ④ 森林施業・保全(森林施業や再生可能エネルギー(バイオマス)推進を目的とした地籍調査)

森林施業・保全や再生可能エネルギー (バイオマス) の一つである木質バイオマス発電に必要な伐採や間伐、路網整備の円滑な実施のため、森林経営計画の策定地域や木質バイオマス発電のための伐採等を計画している地域等

において実施する地籍調査を重点的に支援するもの。

(注)なお、国土交通省は、令和元年度から、重点4施策に加え、「所有者不明土地対策」 を新たに重点施策に追加し、放置すれば所有者不明土地になり得る空き地、空き家等 が多く存在する地域などにおいて実施する地籍調査についても、重点的に支援するこ ととしている。

また、平成28年度から、社会資本整備総合交付金(社会資本整備円滑化地籍整備事業)を創設し、公共事業の実施区域を含む地域、津波、洪水、土砂災害等のおそれのある地域等において、社会資本整備総合交付金の基幹事業(注)に先行等して行う地籍調査を、社会資本整備総合交付金の交付対象に位置付けている。

(注)社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫をいかせる総合的な交付金として、平成22年度に創設された。

地方公共団体は、社会資本整備総合交付金の活用に当たり、地域が抱える政策課題を抽出して「社会資本総合整備計画」を作成した上で、自ら計画の事前評価・事後評価を実施し、公表することとされており、社会資本整備総合交付金は、同計画に記載された道路、港湾、河川、砂防等の基幹事業、及び基幹事業と一体的に実施される関連事業を対象に交付される。

したがって、市町村が行う地籍調査が、社会資本整備総合交付金の交付対象となる ためには、当該市町村に「社会資本総合整備計画」に位置付けられた基幹事業を有す る必要がある。

## (調査対象都道府県及び市町村における実施地区の選定の考え方)

調査対象23都道府県における地籍調査の実施地区の選定の考え方の例をみると、図表6-(1)-ウ-①のとおり、重点4施策に関連し、津波による浸水が想定される地区等について、重点的に地籍調査を実施する方針を独自に策定し、調査面積を定めるなどにより、管内市町村における地籍調査を推進している例がみられた。そのほか、地籍調査を公共事業の用地取得に活用することにより、公共事業の工期短縮及び費用縮減、地籍調査の進捗率向上を図るとして、国や県が実施する大規模事業や主要事業などの事業箇所において、市町村が事業に先行して地籍調査を実施する場合に、国庫負担金とは別に、都道府県が独自に当該地籍調査の費用の一部を負担している例がみられた。

図表6-(1)-ウ-① 調査対象都道府県において防災対策と連携した地籍調査を 積極的に推進している例

都道府県名	取組の概要等										
和歌山県	南海トラフ地震の発生が予測されることから、巨大地震による津波浸水										
				、「津波浸水想定区							
	域における地籍調査事業5箇年計画」を策定し、各市町村のハザードマッ										
	プにより示された津波浸水想定区域における地籍調査について、市町村ご										
	との目標値(調査面積)を定め、各市町村における地籍調査の実施を促進										
	している。										
	同計画は、平成	25年度に新たな津	波浸水想定が公表	され、各市町村にお							
	いて津波ハザード	マップの見直しが	行われたことを受	け、平成26年7月に							
	計画変更が行われ	たほか、29年1月1	こも、一部の市町村	寸で津波浸水想定区							
	域面積の修正等が	行われたことを受	け、実施目標が修	正されており、30年							
	度末までに、ハザ	ードマップの津波	曼水想定区域のうる	ち62.9kmの地籍調査							
	を完了することを	目標としている。									
	表 津波浸水想定	区域における地籍	調査の目標値								
	ハザードマッ		地籍調査の実施	面積 (進捗率)							
	プ津波浸水想   定区域	面積	平成25年度末	30年度末							
		115 41 2	<実績>	<目標>							
	118. 7km²	115. 4km²	44. 8km² (38. 8%)	62. 9km² (54. 5%)							
				, , , ,							
神奈川県	東日本大震災以	後、復旧・復興に	 寄与する地籍調査の	の役割が大きくなっ							
	ているとして、大乳	規模地震発生時に済	<b>津波による浸水が</b>	想定される相模湾沿							
	岸の都市部を「緊	急重点地域」と位	置付け、平成24年月	度から、相模湾沿岸							
	の13市町(横須賀	市、平塚市、鎌倉	市、藤沢市、小田川	原市、茅ヶ崎市、逗							
	子市、三浦市、葉	山市、大磯町、二	宮町、真鶴町、湯	可原町) が該当地域							
	で実施する地籍調	査に対し、国庫負	担金を優先的に配	分している。							
兵庫県	兵庫県は、いわ	ゆる地図混乱地域	の用地買収におい	て、地図訂正に多大							
	な労力と経費を要	ですることが、公共	<b>    事業の遅れの要</b> 因	因となっているとし							
	て、①円滑な用地	取得による公共事	業の工期短縮、②均	地籍調査事業の活用							
	による公共事業の	測量費用の縮減、	③市町村への補助に	こよる地籍調査の促							
	進に寄与すること	を目的として、平	成18年度から、国	や県が実施する大規							
	模事業の事業箇所	について、市町村	が当該事業に先行	して実施する地籍調							
	査の事業費の5%を	を補助する「先行」	也籍調査事業」を第	<b>尾施している。</b>							
	同事業では、地	図混乱地域で、地口	図訂正の手法による	る登記処理が相当困							
	難であること、地質	籍調査と公共事業(	のスケジュールの	整合が図られること							
	等を補助の要件と	しており、平成22	年度から29年度ま	での8年間で、県内5							

市町村の10地区(約21km)において、同事業を活用した地籍調査が実施されている。

## (注) 当省の調査結果による。

また、調査対象市町村の中にも、図表6-(1)-ウ-②のとおり、津波浸水想定 区域等を優先して地籍調査を実施する計画を独自に策定し、危険度等を基に実 施地区に選定している例や、公共事業と連携した地域を優先する方針の下、独 自に地籍調査の実施に係る計画を策定し、地区ごとの優先度を点数化するなど により、具体的な実施地区を選定している例など、市町村として、調査の優先 順位を定め、地籍調査を実施している例がみられた。

図表6-(1)-ウ-② 調査対象市町村における地籍調査の実施地区選定の具体例

区分	概 要
例1	・ 平成26年2月、平成27年度から36年度までの10年間を計画期間とする「緊
	急重点区域官民境界等先行調査事業計画」を策定
	・ 同計画では、以下の方針で調査の実施地区を絞り込んでいる。
	(1) 津波浸水想定、液状化想定、火災危険度想定、住宅地の密集等の社会
	基盤の現状を踏まえ、緊急性の高い地域として、市域において比較的標
	高が低い、海岸線からおおむね2km以内を選定
	(2) 限られた財源から、1年間で調査の実施が可能な面積はおおむね0.38
	km²/年として、10年間で実施可能な規模を考慮して調査実施地区を検討
	し、海岸線に最も近い約3.29㎞を選定
	(3) 上記(2)に該当する地区について、調査の優先順位を決定するため、
	①想定される浸水の程度、②液状化の可能性の高さ、クラスター構成建
	造物の数、③公図と現況のずれの大きさ、④公共施設の数を基に点数化
	し、合計の点数が高い地区から優先的に実施
	・ なお、同計画では、地籍調査事業では、本来の目的である「地籍を明ら
	かにする」という業務として一筆地調査を実施していくところ、先行して
	官民境界等先行調査を実施するとしており、同計画の進捗状況を見ながら、
	一筆地調査の調査時期などについても検討していく予定としている。
例2	・ 平成27年3月、今後の地籍調査事業を合理的、効率的に推進することを目
	的として、地籍調査の実施に係る基本方針等を定めた「地籍調査実施基本
	計画」を策定
	・ 同計画では、「津波災害時の円滑な復旧・復興のための地籍調査」として、
	津波による被害が大きいと想定される地域から優先して地籍調査を実施す
	るとしており、短期(平成27年度から31年度までの5年間)では、津波浸水
	想定区域のうち、南海トラフ地震等の浸水被害が大きいと想定される地区
	を、中期(32年度から56年度までの25年間)では、短期以外の津波浸水想

定区域の調査の完了を目指すとしている。 地籍調査に着手するに当たり、平成25年2月、平成25年度から55年度の31 例3 年間で調査を完了する方針の下、各年度に地籍調査を実施する地区の選定 の考え方等を示した「地籍調査事業基本計画」を策定 同計画では、地籍調査が実施されることで大きな効果が見込まれる公共 事業と連携した地域を優先的に実施し、さらに、津波等の大規模災害時の 迅速な復旧のため、海抜を優先順位の要素とするとしており、以下の方法 で調査の実施地区の優先順位を決定 (1) 地籍測量の精度区分に準じ、①市街地(西部)、②市街地(東部)・集 落地域、③宅地等開発地域、④農用地地域、⑤山林地域の五つに分類し、 それぞれ、調査方針として、地籍調査の必要性、緊急性を考慮 (2) 市内の各地区を上記(1)の五つに分類した上で、①公共事業の円滑化・ 費用の低減化、②土地の権利関係の明確化・境界トラブルの未然防止、 ③災害復旧の迅速化、④公租、公債等の負担の公平化、⑤登記手続の簡 略化・費用の低減化、⑥地籍調査の難易度の六つの項目を設け、①から ⑤は効果の大きさ、⑥は難易度の低さでそれぞれ点数化 (3) 上記(2)で点数が最も高かった地区から、より公共事業費の縮減が期 待できる地区を第1優先順位とし、同地区との面的なつながりも考慮しな がら、各年度の調査実施地区を決定

#### (注) 当省の調査結果による。

さらに、調査対象104市町村のうち、平成29年度末時点で地籍調査に未着手 又は休止中の5市町村を除く99市町村について、地籍調査の実施地区の選定に 当たり考慮している事項を調査したところ、図表6-(1)-ウ-③のとおり、重点4 施策に関連した実施地区を選定している状況が一定程度みられた(防災対策を 挙げているものが30市町村、社会資本整備を挙げているものが22市町村、都市 開発を挙げているものが5市町村)。

一方、実施地区の面的つながりを考慮し、前年度の実施地区と隣接する地区を選定するとしている市町村が50市町村と最も多く、住民からの要望に基づき地区を選定するとしているものが15市町村、着手しやすさを考慮し、公図と現況のずれが小さい地区や比較的境界が明確な地区を選定するとしているものが15市町村となっているなど、地籍調査の実施地区の選定に当たっては、市町村によって、考慮している要素が様々である状況がみられた。

# 図表6-(1)-ウ-③ 調査対象市町村において地籍調査の実施地区の選定に当たり 考慮している事項

(単位:市町村)

区分	: 巾町村)
防災対策	川町竹剱
・災害からの復旧を迅速に行うため、津波浸水想定区域や土砂災害警 戒区域、南海トラフ地震が発生した場合に液状化が予想される地区 等を選定	30
社会資本整備 (・公共事業との連携した地区を選定)	22
都市開発  ・市の総合計画において「都市機能集積ゾーン」と位置付けられた地 区を選定 ・都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域を選定 ・今後、宅地造成が多く行われると予想される地区を選定	5
実施地区の面的つながり (・前年度の調査実施地区と隣接する地区を順に選定)	50
住民からの要望 (・住民から地籍調査実施の要望があった地区を選定	15
着手しやすさ ・公図と現況のずれが小さい地区を選定 ・比較的境界が明確な地区を選定	15
合併前の旧市町村ごとの計画等	12
地図混乱地域、公図の精度が高くない地区等	9
土地取引の円滑化や取引に伴う経済効果 ・居住人口、土地利用が比較的多く、地籍調査を実施した場合の投資 効果が高い地区を選定	4
高齢化に伴い境界に関する情報が失われるおそれがある地区	4
その他	
法務局の地図作成作業の実施地区の隣接地区等	2
基本調査の実施地区で後続調査を実施	2
市の中心部、区役所に近い地区	2
狭隘道路、木造住宅密集地等	2
完了間近のため、残りの地区を順次実施	2
上記以外	
(・土地家屋調査士からの情報提供)	14
・住民の関心が高いと考えられる地区	

- (注)1 当省の調査結果による。
  - 2 調査対象104市町村のうち、平成29年度末時点で地籍調査に未着手又は休止中の5 市町村を除く99市町村について記載している。
  - 3 同一市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。
  - 4 表中( )は具体例である。

また、上記の99市町村について、地籍調査の実施地区の選定に当たり、重点4施策を考慮しているかを調査したところ、図表6-(1)-ウ-④のとおり、平成29年度末時点で、重点4施策を考慮しているものが45市町村、今後、重点4施策を考慮するとしているものが6市町村ある一方、重点4施策を考慮しないとしているものも42市町村みられた。

図表6-(1)-ウ-④ 調査対象市町村における重点4施策に対応した地籍調査の 実施地区の選定状況

(単位:市町村)

区 分	市町村数		(考慮している施)	策の内訳)
重点4施策を考慮する	51		区 分	市町村数
現在、考慮している	45	$\rightarrow \prec$	防災対策	30
今後、考慮する	6		社会資本整備	22
重点4施策を考慮しない	42		都市開発	5
その他	6		森林施業・保全	0
合 計	99			

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 調査対象 104 市町村のうち、平成 29 年度末時点で地籍調査に未着手又は休止 中の 5 市町村を除く 99 市町村について記載している。
  - 3 「現在、考慮している」欄には、平成28年度に、国土交通省が重点4施策を示す以前から、防災対策、社会資本整備、都市開発等を考慮して地籍調査の実施地区を選定していた市町村を含む。
  - 4 「(考慮している施策の内訳)」について、同一市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。

重点4施策を考慮しない理由の例をみると、図表6-(1)-ウ-⑤のとおり、「公図がなく、関係者の高齢化が進む前に地籍調査を優先的に進める必要がある地域があるため」としている例、「重点4施策に合致する地域がないため」としている例、「実施地区を面的につなげて地籍調査を実施し、10年間で全域を完了する計画を策定済みであるため」としている例、「地籍調査を進めるためには、住民の理解と協力が不可欠であるため、住民要望を基に実施地区を選定している」例がみられ、市町村がおかれた個々の事情を考慮して実施地区を選定している状況がみられた。

図表6-(1)-ウ-⑤ 重点4施策を考慮しない理由の例

区分	概要
他に優先すべき地域	市の山林部には公図がなく、境界の確認に当たり、現地の事情
(公図がない地域)	に詳しい関係者の証言等が必要となる。このため、関係者の高齢
があるため	化が進む前に、山林部の地籍調査を優先的に進める必要がある。
重点4施策に合致す	平成 31 年度に地籍調査を完了する見通しであり、地籍調査未
る地域がないため	実施の地域には、重点4施策に合致する地域がない。
面的につなげて地籍	市独自の計画を策定しており、同計画に沿って、反時計回りに
調査を実施し、10年	地籍調査を進め、平成34年度までに市内全域について地籍調査
間で全域を完了する	を完了する予定である。ただし、市は、首都直下地震緊急対策区
計画を策定済みであ	域と南海トラフ地震防災対策推進地域の両方に指定されており、
るため	結果として国の方針に沿うこととなる。
地籍調査を進めるた	市では、地籍調査を進めるためには、住民の理解と協力が不可
めには、住民の理解	欠であると認識しており、地籍調査の実施について、自治会からの
と協力が不可欠であ	要望を随時受け付け、調査実施の要望書及び調査を希望する地区
るため、住民要望を	の図面を受領した順に、地籍調査を実施している。
基に実施地区を選定	平成29年6月時点で、複数の自治会から要望書が提出済みであ
している	り、35年頃まで実施予定地区は決まっており、今後も住民要望を基に
	実施地区を選定していく予定

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 調査対象104市町村のうち、平成29年度末時点で地籍調査に未着手又は休止中の 5市町村を除く99市町村の例を記載している。

なお、平成30年10月以降、国土審議会国土調査のあり方検討小委員会において、第7次国土調査事業十箇年計画の策定を見据えた検討が行われ、令和元年6月28日に公表された令和元年度検討小委員会報告書においては、より政策効果が高い地域において早期に地籍調査が実施され、調査の効果が発現されることを目的として、重点4施策に所有者不明土地対策を加えた重点5施策との連携といった予算上の重点的な配分対象の考え方や地籍調査の実施主体の意見等も踏まえて、特に優先的に実施する地域を検討・整理すること、緊急性の高い地域における地籍調査の進捗状況や直近の取組状況が明らかとなるよう、地籍整備の状況を表す新たな指標として、例えば優先度の低い地域を除いた地域における実施率や災害想定区域における実施率等の設定・公表を検討するといった方向性が示されているところである。

## (2) 国による基本調査の実施状況

#### (国が行う基本調査の概要)

国土調査法第2条第2項において、地籍調査における基本調査とは、地籍調査の 基礎とするために土地の測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することを いうとされている。

国土交通省は、平成22年度から、地籍調査の進捗が乏しい都市部及び山村部について、市町村等における地籍調査の実施の負担を軽減するため、以下の基本調査を実施している。

#### · 都市部官民境界基本調査

官有地と民有地の境界について、測量の基準点を設置した上で、現地の塀、境界標、マンホールや電柱といった境界等の現況を測量し、図面に表示する現況測量と、公図、地積測量図、道路台帳附図等が示す境界を、鋲やペンキ等で現地に復元する復元測量を行い、それらの結果を図面等に取りまとめるもの。

#### • 山村境界基本調査

山村部において、測量の基準点を設置した上で、公図等の既存資料に加え、 現地において、現地精通者等から土地境界に関する証言等を得て、三筆が交わ るような主要な境界点等を測量し、図面等に取りまとめるもの。

基本調査については、国土交通省が、調査に係る費用の全額を負担し、自ら調査を実施しており、その成果は、市町村等が、基本調査に後続して行う地籍調査 (以下「後続調査」という。)を実施する際、その基礎資料として活用される。

また、基本調査において実施される作業は、市町村等が行う地籍調査の作業の うち、地籍測量(地球上の座標と結び付けた、一筆ごとの正確な測量)に該当す るものがあることから、市町村等は、後続調査における作業を省略又は省力化す ることが可能となる。

なお、第6次十箇年計画では、平成31年度までに国が行う基本調査の面積は3,250km とするとされており、第6次十箇年計画補足資料において、その内訳として、都市部官民境界基本調査の調査面積を1,250km 、山村境界基本調査の調査面積を2,000km とするとされている。

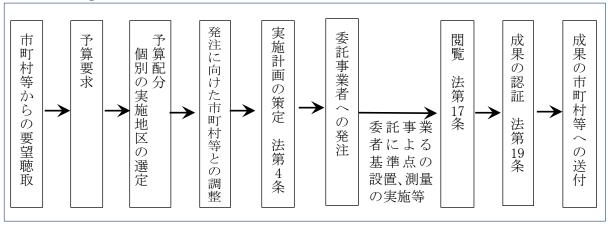
#### (基本調査の実施の流れ)

基本調査の実施の流れをみると、図表6-(2)-①のとおり、国土交通省は、毎年度、都道府県を通じ、市町村等から基本調査の実施に係る要望を聴取した上で、 予算要求を行い、個別の実施地区を選定している。

また、同省は、選定した各実施地区について、事前の協力要請を行うなど、市

町村等との間で発注に向けた調整を行うとともに、国土調査法第4条に基づく実施計画を策定した上で、基準点の設置、測量の実施等を委託事業者に発注しており、同法第17条に基づく閲覧及び第19条に基づく認証を行った後、市町村等に成果を送付している。

図表6-(2)-(1) 基本調査の実施の流れ



- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 表中「法」は、国土調査法を示す。

## (基本調査の実施地区の選定に係る方針)

当たり、市町村等に対し、基本調査の実施を希望する地区、面積、当該地区において基本調査の実施を必要とする理由等を記載した調書(以下「要望調書」という。)の提出を求めており、要望調書を基に、立地条件、地籍調査の実施に係る困難性等の各地区の状況に加え、国土交通省において1年間で認証まで完了することが可能な作業量を想定し、基本調査を実施する地区及び面積を選定している。また、同省は、基本調査を創設した平成22年度から、要望調書の記載要領等において、基本調査の実施地区の選定に係る方針(以下「選定方針」という。)を示しており、主な選定方針は、図表6-(2)-②のとおり、①要望地区が、都市部官民境界基本調査であれば都市部であること、山村境界基本調査であれば、土地所有者の高齢化等により境界情報が喪失するおそれがある山村部であること、②基本調査の実施後、同地区で後続調査の実施を予定していること、③成果の移管(基準点の維持管理)に同意できること、④資料収集等で市町村等の協力が得られること等としている。

国土交通省は、毎年度、市町村等から基本調査の実施に係る要望を聴取するに

同省は、選定方針に基づき、要望を受けた地区の中から、基本調査を実施する 地区を選定している。

図表 6-(2)-② 各基本調査の実施地区の選定に係る主な選定方針

区分	都市部官民境界基本調査	山村境界基本調査
主な選定方針	・ 都市部であること	・ 土地所有者の高齢化等によ
		り、境界情報が喪失するおそ
		れがある山村部であること
		・ 森林境界明確化事業が実施されていない地域であること
	サナ部木字佐の代用な用いて	※ 供調木た字拡入フス字がもフ
		、後続調査を実施する予定がある
	こと	
	・ 成果の移管(基準点の維持管	理)に同意できること
	・ 資料収集等で市町村等の協力	が得られること

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

## (基本調査の実施に係る予算)

平成22年度から29年度までの間における基本調査の実施に係る予算額の推移をみると、図表6-(2)-③のとおり、22年度から25年度まで7億円台から13億円台で推移し、26年度には18.4億円に増加したが、以降は減少しており、特に、27年度の13.3億円に対し、28年度は4.6億円と65.5%減少し、29年度は4.0億円と、基本調査を開始した22年度の39.5%に減少している。

一方、各年度の予算について、前年度からの繰越し及び翌年度への繰越しを除く当該年度措置分(当初予算と補正予算の合計)をみると、平成22年度から25年度の間はおおむね増加傾向にあり、22年度の10.0億円から、25年度は18.6億円に増加している。これに対し、25年度以降は減少傾向であり、特に、平成26年度の14.4億円に対し、27年度は4.0億円と72.1%減少し、28年度及び29年度はほぼ1.5億円程度の増減となっている。

## 図表6-(2)-③ 基本調査の実施に係る予算額の推移

(単位:百万円)

			平成							
		区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
于	算額	Į.	1,000	1, 348	750	1, 329	1,842	1, 333	460	395
	当該	年度措置分	1,000	1, 529	1, 378	1,859	1, 439	401	552	390
		当初予算	800	1, 220	1, 028	959	537	401	552	390
		補正予算	200	309	350	900	903	0	0 (※)	0
	前年	度からの繰越し		0	181	809	1, 339	936	4	96
	翌年	度への繰越し	0	<b>▲</b> 181	▲809	<b>▲</b> 1, 339	<b>▲</b> 936	<b>4</b>	▲96	<b>▲</b> 91

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査の実施に係る予算について記載している。なお、表中「(※)」について、平成28年度は、上表のほか、「被災地域境界基本調査」の実施に係る予算として、補正予算442百万円が措置されている。
  - 3 十万円単位で四捨五入しているため、「当初予算」欄と「補正予算」欄の合計は、「当該 年度措置分」欄の値と一致しない。

また、各年度の予算の内訳をみると、図表6-(2)-④のとおり、都市部官民境界基本調査の実施に係る予算額については、平成22年度から25年度まで5億円台から11億円台で推移し、26年度に17.1億円まで増加したが、以降は減少しており、特に、27年度の11.5億円に対し、28年度は3.4億円と70.5%減少し、29年度には3.3億円となっている。

山村境界基本調査の実施に係る予算額については、平成22年度から25年度まで 2億円台で推移していたが、26年度に1.3億円に減少し、27年度に1.8億円に増加 したものの、以降は減少し、29年度には0.7億円となっている。

#### 図表6-(2)-④ 基本調査の実施に係る予算の内訳

(単位:百万円)

区 八	平成							
区 刀	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
都市部官民境界基本調査	800	1, 148	510	1,090	1, 713	1, 153	340	327
山村境界基本調査	200	200	240	239	128	180	120	68

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

#### (全国における基本調査の実施状況)

第6次十箇年計画では、平成31年度末までに地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査の調査面積は、3,250km²とされている。

これに対し、平成29年度末時点における実績は845kmとなっており、目標に対

する達成率は26.0%となっている。

また、第6次十箇年計画補足資料では、都市部において、地籍調査の前提となる官有地と民有地の間の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を整備する「都市部官民境界基本調査」を1,250kmの地域で実施し、山村部において、境界情報を簡易に広範囲で保全する「山村境界基本調査」を2,000kmの地域で実施するとされている。

これらに対し、平成29年度末時点における実績は、図表6-(2)-⑤のとおり、都市部官民境界基本調査の実施面積は445km (成果目標に対する達成率35.6%)、山村境界基本調査の実施面積は400km (同20.0%) となっている。

図表6-(2)-⑤ 平成29年度末時点における各基本調査の成果目標に対する達成 状況

(単位: km, %)

区分	平成29年度末時点に おける実施面積	第6次十箇年計画補足 資料に定める成果目標	達成率
都市部官民境界基本調査	445	1, 250	35. 6
山村境界基本調査	400	2,000	20.0

<sup>(</sup>注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

次に、平成22年度から29年度までの間の全国における基本調査の実施面積の推移をみると、図表6-(2)-⑥のとおり、23年度が最も多く、177k㎡であるのに対し、24年度以降減少し、29年度は13k㎡となっている。

図表6-(2)-⑥ 平成22年度から29年度までの間の全国における基本調査の実施面積

(単位:km²)

	区分	平成							
	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基	本調査実施面積	151	177	155	118	80	94	56	13
	都市部官民境界基本調査	69	110	68	62	57	54	17	8
	山村境界基本調査	82	68	87	56	23	40	39	5

<sup>(</sup>注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 小数第1位を四捨五入しているため、「都市部官民境界基本調査」欄と「山村境界基本調査」欄の合計は「基本調査実施面積」欄の値と一致しない。

また、平成22年度から29年度までの間の全国における基本調査を活用した実績がある市町村数をみると、図表6-(2)-⑦のとおり、都市部官民境界基本調査を活用した実績があるものは195市町村、山村境界基本調査を活用した実績があるものは77市町村となっている。

#### 図表6-(2)-⑦ 全国における基本調査を活用した実績がある市町村数

(単位:市町村、%)

区 分	市町村数
都市部官民境界基本調査を活用した実績がある市町村	195 (15. 8)
山村境界基本調査を活用した実績がある市町村	77 ( 6. 2)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 表中( )は、平成29年度末時点において、地籍調査を完了した市町村を除く全 1,233市町村に占める割合を示す。

## (調査対象市町村における基本調査の実施状況)

平成22年度から29年度までの間の調査対象104市町村における基本調査の実施面積の推移をみると、図表6-(2)-⑧のとおり、全国と同様、23年度が最も多く、95.8kmであるのに対し、24年度以降は減少し、29年度は6.8kmとなっている。

また、実施面積の内訳をみると、都市部官民境界基本調査は、平成23年度が80.5 km²と最も多く、24年度以降は減少し、29年度は5.8km²となっている。

山村境界基本調査は、平成22年度に20.9km と最も多く、25年度以降は10.0km 未満で推移し、29年度は1.1km となっている。

# 図表6-(2)-⑧ 平成22年度から29年度までの間の調査対象104市町村における基本調査の実施面積

(単位:km²)

	Б /\	平成							
	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基	本調査実施面積	50. 9	95.8	65. 1	41.2	20.9	22.8	15.8	6.8
	都市部官民境界基本調査	30.0	80. 5	46. 7	36. 5	19.0	18.6	7.6	5.8
	山村境界基本調査	20. 9	15. 3	18. 4	4. 7	1. 9	4. 1	8. 2	1. 1

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 調査対象104市町村について記載している。
  - 3 小数第2位で四捨五入しているため、「都市部官民境界基本調査」欄と「山村境界基本調査」欄の合計は「基本調査実施面積」欄の値と一致しない。

次に、平成22年度から29年度までの間の調査対象104市町村における基本調査の活用状況についてみると、図表6-(2)-⑨のとおり、基本調査を活用した実績があるものは、45.2%に当たる47市町村であり、その内訳をみると、都市部官民境界基本調査を活用した実績があるものは、42.3%に当たる44市町村、山村境界基本調査を活用した実績があるものは、7.7%に当たる8市町村となっている。

## 図表6-(2)-⑨ 調査対象市町村における基本調査を活用した実績がある市町村数

(単位:市町村、%)

	区分	市町村数
基	本調査を活用した実績がある市町村	47 (45. 2)
	都市部官民境界基本調査を活用した実績がある市町村	44 (42. 3)
	山村境界基本調査を活用した実績がある市町村	8(7.7)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 表中()は、調査対象104市町村に占める割合を示す。
  - 3 都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査の両方を活用した市町村があるため、「都市部官民境界基本調査を活用した実績がある市町村」の数と、「山村境界基本調査を活用した実績がある市町村」の数の合計は、「基本調査活用した実績がある市町村」の数と一致しない。

都市部官民境界基本調査を活用した実績がある44市町村について、活用した主な理由をみると、図表6-(2)-⑩のとおり、「後続調査における費用負担を軽減するため」、「後続調査の工期の短縮や業務の効率化につながるため」、「国土交通省や都道府県から活用を促されたため」などとしている。

図表6-(2)-10 都市部官民境界基本調査を活用した主な理由

33.0 (Z) (() 部市市市日氏院が基本調査を右川 Uに工る空田						
区 分	内容					
後続調査におけ	・ 地籍調査を再開するに当たって、地籍調査の作業に掛かる費用を					
る費用負担を軽	抑制するため、基本調査を要望した。					
減するため	・ 都市部官民境界基本調査を実施してもらうことにより、後続調査					
	を実施する際、一部の工程を省略できるので、事業費に係る負担が					
	減少することから要望した。					
後続調査の工期	・ 地籍調査の基礎とするために行う調査・測量(現況測量、復元測					
の短縮又は業務	量)を実施してもらうことで、市町村が後続調査を実施するに当た					
の効率化	って、経費の節減・業務の効率化になることから、基本調査の実施					
	を要望した。					
	・ 都市部官民境界基本調査の実施により、地籍調査で実施する工程					
	の一部を実施してもらうことで、後続調査を実施する際、測量費用					
	が削減できる上、工期も短縮できることから要望した。					
国土交通省や都	・ 都道府県から、都市部で地籍調査を実施する場合、都市部官民境					
道府県から活用	界基本調査を活用し、地籍調査の実施に係る工程の一部を国に実施					
を促されたため	してもらうことにより、地籍調査の実施に係る費用負担を抑えるこ					
	とができるため、活用してはどうかと促されたことから、基本調査					
	の実施を要望した。					
	・ 基本調査が新設された平成22年度当初、国土交通省から実施に係					
	る案内があり、活用した。					

(注) 当省の調査結果による。

一方、都市部官民境界基本調査を活用した実績がない60市町村について、活用していない理由をみると、図表6-(2)-⑪のとおり、「第6次十箇年計画以前から地籍調査を実施しており、職員にノウハウがあるため、基本調査を活用するよりも、市が一貫して実施した方がやりやすい」、「既に基本調査で実施する工程と類似の作業を実施済みであることから、都市部官民境界基本調査を活用する必要性がない」、「地籍調査の対象面積にDIDが含まれていない」などとしている。

#### 図表6-(2)-(1) 都市部官民境界基本調査を活用していない主な理由

- ・ 市は、第6次十箇年計画以前から地籍調査を実施しているため、地籍調査に係る/ ウハウがある。また、基本調査で実施してもらえる工程は、測量工程の一部に過ぎない ことから、最初から市が一貫して実施したほうがやりやすい。
- ・ 市では、道路台帳の整備を実施しており、当該整備作業の中で、都市部官民境界基本 調査における作業工程と類似の作業を実施済みであることから、都市部官民境界基本 調査を実施する必要性がない。
- ・ 地籍調査において負担となるのは土地所有者の追跡調査及び立会いであり、地籍調査に係る一部の工程を都市部官民境界基本調査で実施してもらったとしても、それほど負担の軽減になるとは考えていない。
- 市内にDIDがないため、都市部官民境界基本調査の実施を要望したことがない。
- (注) 当省の調査結果による。

次に、山村境界基本調査を活用した8市町村について、活用した主な理由をみると、図表6-(2)-⑫のとおり、「地方整備局に山村境界基本調査の活用を勧められたため」、「後続調査の実施を容易にするため」などとしている。

## 図表6-(2)-① 山村境界基本調査を活用した主な理由

- ・ 山村境界基本調査が創設された当時、地方整備局から山間部において地籍調査を実施している市町村に対し、山村境界基本調査を実施してはどうかと勧められたため、 要望した。
- ・ ある地区について、公図上筆界や地番の配列が不明な箇所や、筆界や地番が表示されていない空白地等が多数あることから、山村境界基本調査を活用し、後続調査の実施を容易にするため、要望した。
- (注) 当省の調査結果による。

一方、山村境界基本調査を活用していない96市町村について、活用していない理由をみると、図表6-(2)-⑬のとおり、「山村境界基本調査を活用した場合、後続調査を含めると、土地所有者等に対して合計2回の立会いを求めることとなり、市が最初から地籍調査を実施した方が効率的である」、「地籍調査を実施するに当たって、最も負担となるのは一筆地調査であり、山村境界基本調査を活用しても

効果を余り感じない」などとしている。

## 図表6-(2)-(3) 山村境界基本調査を活用していない主な理由

- ・ 山村境界基本調査は、土地所有者等による立会いは不要とされているものの、現地精 通者等から土地境界に関する証言等を得るに当たって、多くの場合、地元の土地所有者 等が立会いを求められることから、後続調査を含めると土地所有者等に対し 2 回立会 いを求める必要があり、非効率だと認識している。このため、既に地籍調査の実施にノ ウハウを持つ職員がいることから、市が最初から地籍調査を行う方が効率的かつ短期 間で実施できると考えており、山村境界基本調査の実施を要望したことがない。
- ・ 山村境界基本調査を活用しても、一筆地調査の実施や土地所有者の確認など時間と 手間が掛かるものは、実施主体である市町村が後続調査で実施することとなるため、効 果を余り感じない。
- ・ 山村境界基本調査の活用については検討を行ったことはあるものの、国庫負担金の 交付額が年々減少している中、基本調査が実施された後、おおむね3年以内に後続の 地籍調査を実施できるか疑問であることに加え、今のところ、現在の体制で計画どおり 地籍調査を実施できていることから、引き続き市の計画に沿って地籍調査を進めたほ うがよいと考えている。
- (注) 当省の調査結果による。

#### (全国における後続調査の実施状況)

平成29年度末時点の全国における後続調査の実施状況をみると、図表6-(2)-49のとおり、22年度から29年度の間の基本調査の実施面積(累積)は845kmであるのに対し、29年度末時点における後続調査の実施面積は328kmであり、実施率は38.8%となっている。

また、後続調査の実施率を年度別にみると、第6次十箇年計画の初年度である 平成22年度は51.0%、最も実施率が高い23年度は53.7%となっており、基本調査 の実施後、6年以上が経過しているものの中にも、後続調査が行われていない地 区もみられた。

さらに、平成29年度末時点の後続調査の実施状況の内訳をみると、都市部官民境界基本調査については、基本調査の実施面積(累積)は445kmであるのに対し、後続調査の実施面積は175kmであり、実施率は39.3%となっている。

山村境界基本調査については、基本調査の実施面積(累積)は400kmであるのに対し、後続調査の実施面積は153kmとなっており、実施率は38.3%となっている。

図表6-(2)-(4) 全国における平成29年度末時点の後続調査の実施状況

(単位: km, %)

	5	平成								<b>∧</b> ∌I.
	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
基本積	調査の実施面	151	177	155	118	80	94	56	13	845
	後続調査を実	77	95	72	42	23	14	4	0	328
	施した面積	(51.0)	(53.7)	(46.5)	(35.6)	(28.8)	(14. 9)	(7.1)	(0.0)	(38.8)
	可部官民境界基 関査の実施面積	69	110	68	62	57	54	17	8	445
	後続調査を実	19	58	33	29	23	12	2	0	175
	施した面積	(27.5)	(52. 7)	(48. 5)	(46.8)	(40.4)	(22. 2)	(11.8)	(0.0)	(39. 3)
	対境界基本調査 医施面積	82	68	87	56	23	40	39	5	400
	後続調査を実	58	37	38	14	1	2	2	0	153
	施した面積	(70.7)	(54.4)	(43.7)	(25.0)	(4. 3)	(5.0)	(5.1)	(0.0)	(38. 3)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 「後続調査を実施した面積」欄には、平成29年度末時点における実施状況を記載している。
  - 3 表中()は、後続調査の実施面積が、基本調査の実施面積に占める割合を示す。
  - 4 小数第1位を四捨五入しているため、各年度の合計は「合計」欄の値と一致せず、「都市部官民境界基本調査」欄と「山村境界基本調査」欄の合計は「基本調査」欄の値と一致しない。

## (後続調査の実施の促進を図る国土交通省の取組)

国土交通省は、前述選定方針のとおり、基本調査の実施地区を選定するに当たって、基本調査の実施を要望する地区において後続調査を行う予定があることを 選定方針の一つとしている。

しかし、平成27年度末時点において、市町村等が後続調査を実施した面積が、基本調査の実施面積に対して約3割にとどまっていることを受け、国土交通省は、市町村等に後続調査の実施を促すため、29年度に、図表6-(2)-⑤のとおり、実施地区の選定に当たって、「本基本調査の成果を用いて、地籍調査をおおむね3年以内に実施することを予定している地域であること」という方針を追加したほか、既に基本調査を実施した地区のうち、後続調査に未着手の地区については、当該地区を有する市町村に対し、「基本調査実施地区における地籍調査実施プラン」(以下「実施プラン」という。)を作成させ、実施プランが、後続調査の着手に向け、前向きな実効性のある計画であると認められない場合や、実施プランに基づく改善策が講じられていない場合には、当該市町村を包括する都道府県に対し、地籍調査費負担金の予算配分の減額措置を行うこととしている。

図表6-(2)-(5) 市町村等による後続調査の実施の促進を図る国土交通省の取組

区分	内容
選定方針の	・ 平成29年度に、基本調査の実施地区の選定に係る方針に「本基本調査
追加	の成果を用いて、地籍調査をおおむね3年以内に実施することを予定して
	いる地域であること」を新たに追加
実施プラン	・ 平成29年度より、毎年度、後続調査に未着手の地区を有する市町村に
の作成	対し、都道府県を通じて、実施プランを作成させ、実施プランが、後続調
	査の着手に向け、前向きな実効性のある計画であると認められない場合
	や、実施プランに基づく改善策が講じられていない場合には、当該市町
	村を包括する都道府県に対し、地籍調査費負担金の予算配分の減額措置
	を行うこととしている

(注) 当省の調査結果による。

## (調査対象市町村における後続調査の実施状況)

調査対象104市町村のうち、平成22年度から29年度までの間に基本調査を活用した実績がある47市町村における後続調査の実施状況をみると、図表6-(2)-⑯のとおり、基本調査の実施面積(累積)は319.4k㎡であるのに対し、29年度末時点における後続調査の実施面積は120.9k㎡となっており、実施率は37.9%となっている。

平成29年度末時点の後続調査の実施状況の内訳をみると、都市部官民境界基本調査の実施面積(累積)は244.7kmであるのに対し、後続調査の実施面積は88.7km となっており、実施率は36.2%となっている。また、山村境界基本調査の実施面積(累積)74.7km に対し、後続調査の実施面積は32.2km となっており、実施率は43.1%となっている。

図表6-(2)-16 基本調査の成果を活用した調査対象市町村における後続調査の実施 状況

(単位: km, %)

	区 分	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
基	本調査の実施面積	50. 9	95.8	65. 1	41. 2	20.9	22.8	15.8	6.8	319. 4
	後続調査を実施	24. 4	47.0	21. 9	13. 7	8. 7	5. 0	0.3	0.0	120. 9
	した面積	(47.9)	(49. 1)	(33.6)	(33.3)	(41.6)	(21.9)	(1.9)	(0.0)	(37.9)
都	市部官民境界基	20.0	80. 5	46. 7	36. 5	19. 0	18. 6	7.6	5. 8	244. 7
本	調査の実施面積	30. 0	80. 9	40.7	50. 5	19.0	10.0	7.0	0.0	244. (
	後続調査を実	8. 5	36. 4	16. 2	13. 7	8. 7	5. 0	0.3	0.0	88. 7
	施した面積	(28.3)	(45.2)	(34.7)	(37.5)	(45.8)	(26.9)	(3.9)	(0.0)	(36.2)
Щ	村境界基本調査	20. 9	15. 3	18. 4	4. 7	1. 9	4 1	8. 2	1 1	74. 7
の	実施面積	20.9	10. 5	10.4	4. /	1.9	4. 1	0.2	1. 1	14. 1
	後続調査を実	15. 9	10.6	5. 7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32. 2
	施した面積	(76.1)	(69. 3)	(31.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(43.1)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 調査対象104市町村のうち、平成22年度から29年度までの間に基本調査を活用した実績がある47市町村について記載している。
  - 3 「後続調査を実施した面積」欄には、平成29年度末時点における実施状況を記載している。
  - 4 表中()は、後続調査を実施した面積が、基本調査を実施した面積に占める割合を示す。
  - 5 小数第2位で四捨五入しているため、各年度の合計は「合計」欄の値と一致せず、「都市 部官民境界基本調査」欄と「山村境界基本調査」欄の合計は「基本調査」欄の値と一致し ない。

次に、基本調査を活用した実績がある47市町村について、後続調査への着手の 状況をみると、図表6-(2)-⑰のとおり、平成29年度末時点において、過去に基本 調査を活用した全ての地区において後続調査に着手しているものは12市町村、一 部の地区で後続調査に着手していないものは25市町村、後続調査を全く実施して いないものは10市町村となっている。

図表6-(2)-① 基本調査を活用した調査対象市町村における後続調査への着手の 状況

(単位:市町村、%)

区 分	市町村数
基本調査が実施された全ての地区において、後続調査に着手している	12 (25. 5)
一部の地区で後続調査に着手していない	25 (53. 2)
後続調査を全く実施していない	10 (21. 3)
合 計	47 ( 100)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 平成29年度末時点における実施状況を記載している。
  - 3 表中()は、「合計」に占める割合を示す。

後続調査の実施について、後続調査に着手していない地区を有する市町村の意見をみると、図表6-(2)-®のとおり、「市が基本調査を活用した当初は、後続調査の実施時期に明確な期限が定められていなかったことから、速やかに後続調査を実施することを踏まえずに要望した」、「地籍調査の実施が予定よりも遅れているため、一部の地区で後続調査に着手できていない」などとしている。

## 図表6-(2)-18 後続調査を実施していない地区を有する市町村の主な理由

- ・ 基本調査を活用した当初、基本調査が行われた地区について、「後続調査をおおむね3年以内に実施すること」という期限を示されていなかったため、早期に後続調査の実施することを踏まえずに要望した。基本調査を活用した全ての地区において地籍調査を完了するためには、30年程度掛かることが見込まれる。
- ・ 基本調査を要望した当時は、後続調査に着手する期限について国土交通省から明確 に示されておらず、早期に着手する必要性を認識していなかったため、後続調査に着 手できていない地区がある。
- ・ 当初予定していた計画よりも、予算・体制等の理由により進捗が遅れており、実施できてない。
- ・ 基本調査を要望した1地区について、後続調査の実施を予定していたものの、他の地 区で地籍調査を優先して実施する必要が生じたため、実施予定地区を変更した。
- (注) 当省の調査結果による。

#### (後続調査の実施に支障があった例)

後続調査を実施した調査対象市町村において、図表6-(2)-⑩のとおり、基本調査の成果案に誤り等が複数あり、その修正に時間を要したこと等から、基本調査の成果の市町村への送付と同年度に実施予定であった後続調査の一部を、次年度に延期した例がみられた。

同市では、基本調査の成果案に誤りがあった点について、原因として、「基本 調査の委託事業者から、市への問合せが十分に行われなかったこと等があるので はないか」としている。

また、同市では、「基本調査の成果案の確認については、測量の知識を有する技術職が対応した」としており、「仮に、他の市町村において、測量の知識や地籍調査の実務経験が少ない職員が対応する場合、成果案の時点で誤りに気付くことは難しいのではないか」としている。

# 図表6-(2)-⑩ 基本調査の成果案に誤りがあり、後続調査の実施に支障が生じ た例

市は、平成26年度に地籍調査に着手するに当たり、市の財政的な負担を抑えながら 地籍調査を進捗させるため、国の支援施策を最大限活用するとして、表1のとおり、 1年目に都市部官民境界基本調査を活用し、翌年度、市がその成果を活用して後続調 査を実施することで、約10年間で市の地籍調査を一定程度進捗させる方針としてい た。

表1 市における基本調査及び後続調査の実施に係る方針

区分	1年目	2年目	3年目
A地区	基本調査 -	▶ 後続調査	
B地区		基本調査 -	▶ 後続調査

(注) 当省の調査結果による。

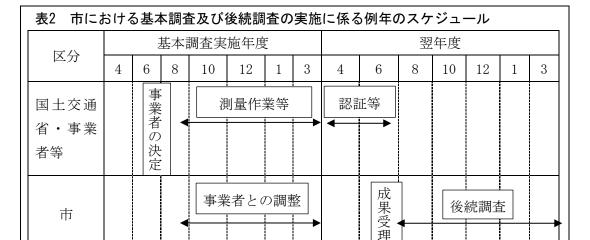
市は、平成 26 年度から 28 年度の 3 年間で、3 地区 1.51 L について都市部官民境界基本調査を活用しており、上記の方針に沿って、26 年度に基本調査を活用した地区の後続調査を 27 年度に、27 年度に基本調査を活用した地区の後続調査を 28 年度に、それぞれ実施している。

一方、平成28年度に基本調査を活用した地区については、以下のとおり、基本調査の委託事業者が作成した基本調査の成果案に誤りがあり、その修正に時間を要したこと等から、29年度に予定していた後続調査の2/3について、30年度以降に延期したとしている。

#### ① 国による基本調査の委託時期及び成果の送付時期の遅れ

市では、平成26年度及び27年度においては、表2のとおり、基本調査の実施年度の7月頃までに基本調査の委託事業者が決定し、当該年度末までに、委託事業者による測量作業等が実施された後、国土交通省において、閲覧及び成果の認証が行われ、翌年度の6月頃までに市に成果が送付されていたところ、28年度については、基本調査の委託事業者の決定が12月となり、委託事業者による測量作業等の期限は、例年より2か月遅れの翌年5月末とするスケジュールが示されたとしている。

また、平成29年5月中旬に、基本調査の委託事業者から、同者が作成した基本調査の成果案が示されたものの、市が当該成果案を確認した結果、多数の誤り(以下②参照)が見受けられたことから、そのまま成果として送付されても、市において修正のための線形検討や測量が必要になると考えられたため、委託事業者に対し、国土交通省を通じて修正を依頼しており、委託事業者が当該修正に時間を要した結果、市に基本調査の成果が送付されたのは、29年12月末(例年より6か月遅れ)となった。



(注) 当省の調査結果による。

## ② 成果案の誤り

平成29年5月中旬に、市が基本調査の委託事業者が作成した基本調査の成果案を 受領し、確認したところ、表3のとおり、複数の誤りがみられた。

#### 表 3 基本調査の成果案における誤りの例

- ・ 過去に市が拡幅工事を行い、現況及び市の道路台帳平面図上の幅員が 9.0m の 道路について、復元測量図(注 2)上、拡幅前の幅員 5.47m を基礎として図上街 区点(注 3)を記載しており、図上街区点の位置が誤っているもの
- ・ 現況に存在し、市の道路台帳平面図上も市の所有となっている隅切りについて、復元測量図上、記載がされていない(隅切りがない状態で図上街区点が記載されている)もの
- ・ 過去に市が寄附を受けた土地について、市の道路境界確定図を確認しておらず、復元測量図上、寄附前の土地の形状を基礎として図上街区点を記載しており、図上街区点の位置及び図上街区点間の距離の記載が誤っているもの
- ・ 市の現況実測平面図において直線となっている箇所について、復元測量図上、 折れが存在するように記載されているもの。また、当該折れについては、復元 測量図上、図上街区点として記載されており、現況に図上街区点を示すと推察 される標識が設置されていたことから、委託事業者において、当該標識の測量 を実施しているところ、測量の結果に誤りがあったもの
- ・ 図上街区点の点間距離の計算が誤っているもの
- ・ セットバックの地番に誤り(道路隣接地の地番を付している)があるもの
- ・ 図上街区点の点間距離の記載が漏れているもの
- ・ 図面上の文字が重なっており、判読不能のもの
- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 都市部官民境界基本調査作業規程準則(平成2年総理府令第42号)第2 条第10号において、復元測量とは、図上街区点の現地における位置を明ら

かにするための測量をいうとされており、同準則第 52 条において、復元測量の結果は、図上街区点の現地における位置及び番号、相隣る図上街区点を結ぶ直線、復元測量に用いた公図等及び図上街区点資料の名称を記載した復元測量図に取りまとめるとされている。

3 同準則第2条第5号において、図上街区点とは、不動産登記法第14条第 1 項の地図又は公図に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する 点のうち、街区(道路等によって区画された土地)の形状に係るものをいう とされている。

市は、上記の誤りが発生した原因として、「委託事業者が都市部官民境界基本調査を行うに当たって、市は委託事業者に対し、道路境界図を始め複数の資料を提供(注)するとともに、資料の中には作成時期が古く、現況と異なるものもあることから、資料の活用に当たって、どの資料を活用すべきか判断が難しい場合は、別途市に問い合わせてほしいと伝えていた。しかし、委託事業者が、資料を活用するに当たって、現況と大きな差異がある資料を、市への問合せをせずに活用し、作業を進めたことに原因があるのではないか」としている。

(注) 都市部官民境界基本調査を行う者は、その実施に当たって、都市部官民境界 基本調査作業規程準則第 12 条に基づき、公図や都市計画図、道路境界確定図 等調査に必要な資料を収集し、それらを基に、現地調査図素図の作成を行うこ ととされている。

また、「成果案の確認には、現地踏査や図面精査等に十分な時間が必要であるところ、 事業者による成果の作成の期限(5月末)の約2週間前に成果案を提示されても、期限までに修正することは難しい」としている。

さらに、市では、道路整備担当課が地籍調査を担当しているところ、上記の成果案の確認については、測量の知識を有する同課の技術職が対応したとしており、「仮に、他の市町村において、測量の知識や地籍調査の実務経験が少ない職員が対応する場合、成果案の時点で誤りに気付くことは難しいのではないか」としている。

(注) 当省の調査結果による。

#### (3) 土地所有者等の立会いの弾力化措置の活用状況

#### (準則第30条第3項)

準則第23条第2項及び第30条第1項において、市町村等は、一筆地調査における 筆界の調査を実施するに当たって、土地所有者等に立会いを求め、土地所有者等 による確認の下、筆界の調査を行うこととされており、土地所有者等の所在が不 明で立会いを求められない場合、当該土地は筆界未定として処理せざるを得ない ことになる。

国土交通省は、土地所有者等の所在が不明で立会いを求められないことによる 筆界未定の発生を防止するため、準則第30条第3項を平成22年度に創設し、土地 所有者等の探索等を行っても、なお土地所有者等の所在が明らかにならない土地 について、筆界を明らかにする客観的な資料(以下「客観的資料」という。)が 存在する場合、市町村等が、法務局等と協議の上、当該資料を活用し、筆界の調 査を実施することを可能とした。

また、同省は、客観的資料が存在する場合について、地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。)第15条の3において、境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確な土地について、①位置及び形状が誤差の範囲内で一致する地積測量図又は②当該筆の位置、形状及び周辺地との関係に矛盾のない既存資料が存在する場合を挙げている。

#### (全国における準則第30条第3項の適用状況)

全国における平成28年度及び29年度の準則第30条第3項の適用状況をみると、図表6-(3)-①のとおり、28年度において、一筆地調査を実施した622,608筆のうち、最終的に土地所有者等の所在が不明であるため立会いを求めることができなかった筆数は2,526筆であり、このうち24.5%に当たる618筆について、準則第30条第3項が適用されている。

また、平成29年度においては、一筆地調査を実施した629,188筆のうち、最終的に土地所有者等の所在が不明であるため立会いを求めることができなかった筆数は2,779筆であり、このうち16.6%に当たる461筆について、準則第30条第3項が適用されている。

図表6-(3)-① 全国における平成28年度及び29年度の準則第30条第3項の適用 状況

(単位:筆、%)

区 分	平成28年度	29年度
一筆地調査を実施した筆数	622, 608	629, 188
うち、最終的に土地所有者等の所在が不明であるた め立会いを求めることができなかった筆数	2, 526	2,779
うち、準則第30条第3項適用実績	618 (24. 5)	461 (16. 6)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 表中() 内は「うち、最終的に土地所有者等の所在が不明であるため立会いを 求めることができなかった筆数」に占める割合を示す。

## (調査対象市町村における準則第30条第3項の適用状況)

調査対象104市町村における平成25年度から29年度の準則第30条第3項の適用 状況をみると、図表6-(3)-②のとおり、準則第30条第3項を適用した実績がある ものは30市町村となっている。

図表6-(3)-② 調査対象市町村における平成25年度から29年度の準則第30条第3 項の適用状況

(単位:市町村、%)

区 分	市町村数
準則第30条第3項を適用した実績あり	30 (28.8)
準則第30条第3項を適用した実績なし	74 (71.2)
合 計	104 ( 100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 「準則第30条第3項を適用した実績なし」欄には、準則第30条第3項を適用した実績の有無が不明の1市町村を含む。
  - 3 表中()は、「合計」に占める割合を示す。

また、準則第30条第3項を適用した実績がある30市町村について、適用の具体例をみると、図表6-(3)-③のとおり、地積測量図に加え、除籍謄本や土地所在図を客観的資料として活用し、準則第30条第3項を適用した例などがみられたほか、中には、古い地積測量図しかなかった土地や、不正確な地積測量図しかなかった土地についても、境界杭や字図等を活用し、準則第30条第3項を適用した例がみられた。

なお、国土交通省は、準則第30条第3項を適用した事例を集約・整理していない。

図表6-(3)-③ 調査対象市町村における準則第30条第3項の適用の具体例

区 分	具体例
例1	・ 地積測量図のほか、除籍謄本や一筆の土地の所在を表示した土地所在
	図を客観的資料として活用し、準則第30条第3項を適用した。
例2	・ 不正確な地積測量図しかないものの、現地に境界杭が残っていたほ
	か、隣接地の土地所有者から境界について確認を得られたため、準則第
	30条第3項を適用した。
例3	・ 6人で共有している土地について、共有者6人のうち3人が最終的に所
	在不明となっていたが、法務局に地積測量図が備え付けられていたこと
	や、現地において境界が明確であること、立会いができた3人の共有者
	から境界について確認を得られたことから、準則第30条第3項を適用し
	た。
例4	・ 地積測量図は一応残されていたものの、昭和40年代に登記された古い
	地積測量図であり、杭も残されていなかった。しかし、当該箇所の両側
	は擁壁の法面と民家の塀であり、当該箇所の面積が字図や地積測量図の
	面積とほぼ一致したことから、登記官と協議を行った結果、準則第30条
	第3項を適用した。

(注) 当省の調査結果による。

一方、準則第30条第3項について適用した実績がない74市町村の中には、図表 6-(3)-④のとおり、「準則第30条第3項は、筆界未定の発生を予防する点で有効であると認識しつつも、準則に定められる『位置及び形状が誤差の範囲内で一致する地積測量図』が残されている場合が少ないことから、適用できる機会が少ない」という意見や、「どのような資料を用意すれば準則第30条第3項が適用可能となるのか明らかでないため、準則第30条第3項が適用可能となったケースについて個別具体の分かる事例集を作成してほしい」という意見などがみられた。

# 図表6-(3)-④ 準則第30条第3項を適用した実績がない調査対象市町村における 準則第30条第3項の適用に係る意見

- ・ 準則第30条第3項は、筆界未定の発生を予防する点で有効であると認識しつつも、準 則に定められる「位置及び形状が誤差の範囲内で一致する地積測量図」が残されてい る場合が少ないことから、適用できる機会が少ない。
- ・ 市として、準則第30条第3項の適用に関心を持っているが、どのような資料を用意すれば準則第30条第3項が適用可能となるのか明らかでないため、準則第30条第3項が適用可能となったケースについて個別具体に分かる事例集を作成し、周知してほしい。
- ・ 市は、地籍調査を実施するに当たって、地籍調査実施地区の地積測量図や公図等を法 務局から取り寄せるなど可能な限り資料を収集しており、準則第30条第3項を適用可能 な場合は積極的に適用する方針であるが、準則第30条第3項の適用に当たって、何が客

観的資料として活用できるか不明確であるので、準則第30条第3項を適用できた事例集などで活用可能な客観的資料について示してほしい。

- ・ 準則第30条第3項の適用に当たって、どのような資料であれば、客観的な資料として活用できるのか明示してほしい。
- (注) 当省の調査結果による。

# (4) 民間事業者への包括委託の実施状況

#### (包括委託の概要)

国土調査法第10条第2項において、都道府県又は市町村は、地籍調査を実施するに当たって、国土調査法第10条第2項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令(平成22年国土交通省令第50号)で定める以下の要件に該当する法人に対し、工程管理・検査を含め、一括した地籍調査の実施を委託することができるとされている。

- ・ 国土調査を適確に実施するに足りる技術的な基礎を有するものであること
- ・ 法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ・ 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって 国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ・ 上記のほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものである こと

同規定は、地籍調査の主な実施主体である市町村において担当職員の確保が困難となっていることから、地籍調査を効率的に実施し、市町村の負担を軽減するため、平成22年度に新設されたものであり、これにより、市町村等は、図表6-(4)-①のとおり、従来から委託可能となっていた一筆地調査における立会いなど一部工程の作業の実施に加えて、工程管理・検査の一部を含め包括的に地籍調査の実施を民間事業者に委託すること(以下「包括委託」という。)が可能となった。

図表6-(4)-(1)	包括委託の新設により、	委託可能となった範囲

区分	計画準備	測量	一筆地調査	閲覧・修正	
従来から委託可能とな	作業の実施		委託可	委託可	
っていた範囲	工程管理・検査				
包括委託の新設により	作業の実施	一部委託可	委託可	委託可	一部委託可
委託可能となった範囲	工程管理・検査		一部委託可	一部委託可	

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 表中の網掛け部分は、委託することができない工程を示す。
  - 3 表中の「一部委託可」については、実施主体の作業補助に限り委託可能

また、国土交通省は、包括委託の活用による地籍調査の一層の促進を図るため、 平成24年度に、図表6-(4)-②のとおり、「「地籍調査事業(2項委託)実施要領」 の制定について」(平成24年3月29日付け国土籍第567号国土交通省土地・建設産 業局地籍整備課長通知)において、包括委託を活用する場合の工程管理や検査等 に関する実施方法や、実施に当たっての留意事項を都道府県及び市町村に対して 示している。

# 図表6-(4)-② 「地籍調査事業(2項委託)実施要領」の制定について

「地籍調査事業(2項委託)実施要領」の制定について(平成24年国土籍567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)(抜粋)

#### 第一 趣旨

都道府県又は市町村が行う地籍調査については、これまでの直営又は工程の一部外注に加え、国土調査法(以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託することが可能である(以下法第10条第2項の規定に基づき、都道府県又は市町村が国土調査の実施を委託することを「2項委託」という。)。このため、2項委託により地籍調査を行う場合に工程管理や検査等に関する要領を示し、外部の専門家のさらなる活用により地籍調査の一層の促進を図るものである。

(注)下線は当省が付した。

### (調査対象都道府県における市町村に対する包括委託の活用に係る指導・支援状況)

調査対象23都道府県における市町村に対する包括委託の活用に係る指導・支援 状況をみると、図表6-(4)-③のとおり、未着手・休止市町村に対して、市町村の 業務負担の減少が見込まれること等包括委託のメリットを紹介し、活用を促して いる例がみられた。

## 図表6-(4)-③ 調査対象都道府県における包括委託の活用を促している例

- ・ 市町村の地籍調査担当者を対象に定期的に実施している研修会において、未着手・休 止市町村にも参加を促して、市町村の業務負担の減少が見込まれること等包括委託の 利点を紹介し、地籍調査の着手を促すことで、未着手・休止市町村の解消を図っている。 (愛知県)
- ・ 包括委託は、休止中の市町村が地籍調査を再開する契機として有効であると考えているため、地籍調査の再開を検討している休止中の市町村に対し、県内市町村の地籍調査 担当者を対象に実施している研修会等で、包括委託を活用して地籍調査を再開しては どうかと提案している。(徳島県)
- ・ 包括委託を活用すると、少ない職員でも地籍調査を進捗させられるため、人員の不足を理由に休止している市町村に対して包括委託の活用を勧めている。(熊本県)
- (注) 当省の調査結果による。

### (全国の市町村における包括委託の活用状況)

平成25年度から29年度までの全国の市町村における包括委託の活用状況をみると、図表6-(4)-④のとおり、包括委託を活用した実績がある市町村は136市町

村となっており、各年度に包括委託を活用している市町村の数をみると、25年度は45市町村であったのに対し、29年度には113市町村と2.5倍に増加している。

### 図表 6-(4)-④ 全国の市町村における包括委託の活用状況

(単位:市町村)

区 分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	活用実績が ある市町村
包括委託活用 市町村	45	65	92	106	113	136

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 「活用実績がある市町村」欄は、平成25年度から29年度に包括委託を活用した実績がある市町村数を記載している。複数年度にわたって包括委託を活用している市町村があることから、各年度欄の合計と「活用実績がある市町村」欄の値は一致しない。

## (調査対象市町村における包括委託の活用状況)

平成25年度から29年度までの調査対象104市町村における包括委託の活用状況をみると、図表6-(4)-⑤のとおり、各年度に包括委託を活用している市町村の数は、25年度は6市町村であったのに対し、29年度には25市町村と4.2倍に増加している。

#### 図表 6-(4)-(5) 調査対象市町村における包括委託の活用状況

(単位:市町村)

				, , ,	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
包括委託活用市町村	6	14	22	24	25

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

次に、平成22年度から29年度までの調査対象104市町村における包括委託の活用実績の有無をみると、図表6-(4)-⑥のとおり、当該期間中に一度でも活用した実績があるものは30市町村、活用した実績がないものは74市町村となっている。

また、包括委託を活用した実績がある30市町村のうち、11市町村が平成22年度 以降(第6次十箇年計画期間中)に地籍調査に着手した市町村であり、調査対象 104市町村のうち、平成22年度以降(第6次十箇年計画期間中)に地籍調査に着手 した市町村は16市町村であったことからすれば、その約70%が包括委託を活用し て地籍調査を行っている。

図表 6-(4)-⑥ 調査対象市町村における包括委託の活用実績の有無

(単位:市町村、%)

	市町村数	
		平成22年度以降(第6次
区分		十箇年計画期間中)に地
		籍調査に着手した市町村
包括委託を活用した実績がある市町村	30 (28.8)	11 (68.8)
包括委託を活用した実績がない市町村	74 (71.2)	5 (31.3)
合 計	104 ( 100)	16 ( 100)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 表中()は、「合計」に占める割合を示す。
  - 3 少数第2位を四捨五入しているため、各欄の合計は「合計」欄の値と一致しない。

包括委託を活用した実績がある30市町村について、包括委託の活用に対する考え方をみると、包括委託の活用に係るメリットとして、図表6-(4)-⑦のとおり、「人員不足の解消・職員の負担軽減」を挙げているものが14市町村(46.7%)、「職員のノウハウ・知識不足の解消」を挙げているものが8市町村(26.7%)みられた。

## 図表 6-(4)-(7) 包括委託の活用に係るメリット

(単位:市町村、%)

区 分	市町村数
人員不足の解消・職員の負担軽減	14 (46.7)
職員のノウハウ・知識不足の解消	8 (26.7)
その他	8 (26.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 同一市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。
  - 3 表中()は、包括委託を活用した実績がある30市町村に占める割合を示す。

包括委託の活用に係るメリットについて、その具体例をみると、図表6-(4)-®-1のとおり、「職員数や職員のノウハウが不足している中でも、包括委託の活用により、地籍調査を進めていくことができる」などの例がみられた。

また、包括委託を活用した実績がある30市町村のうち、平成22年度以降(第6次十箇年計画期間中)に地籍調査に着手した11市町村においては、図表6-(4)-®-2のとおり、「地籍調査に着手した当初は、民間事業者に工程の一部を委託して実施していたが、職員の負担が大きかったため、包括委託を活用したところ、負担が軽減できた」という例がみられた。

図表 6-(4)-8-1 包括委託を活用した調査対象市町村によるメリットの例

区分	内 容
人員不足の解	・ 地籍調査の担当職員が少ない上、2年程度で人事異動があること
消・職員の負担	から、包括委託を活用したことにより、職員の業務量を軽減でき
軽減	た。
	・ 包括委託は、工程管理及び検査の一部を業者に委託することがで
	きる点が特に優れていると認識しており、実際、包括委託を採用し
	たことにより、職員が不足している中でも安定して地籍調査を進め
	ていくことができている。
	・ 職員数が削減され、地籍調査の継続が困難となったが、包括委託
	の活用により、地籍調査の実施を継続できた。
	・ 人員体制が十分確保できない上、職員の工程管理等の専門知識が
	乏しいことから、工程管理も含めて民間事業者に実施を委託できる
	包括委託を活用している。
	・ 包括委託を活用した場合、一部作業を除き、職員の負担が軽減さ
	れることに利点があると認識している。
職員のノウハ	・ 市では、地籍調査を再開するに当たり、地籍調査を実施するノウ
ウ・知識不足の	ハウを持つ職員がいなかったことから、市内の地籍調査に詳しい業
解消	者に包括委託している。
	・ 職員がノウハウを全く有していないため、職員の知識・技術習得
	や業務負担等を考慮すると、包括委託により実施せざるを得ない。

(注) 当省の調査結果による。

# 図表 6-(4)-®-2 包括委託を活用した実績がある調査対象市町村のうち、平成 22 年度以降(第6次十箇年計画期間中)に地籍調査に着手し た市町村によるメリットの例

- ・ 地籍調査の着手した当初は、工程の一部を民間事業者に委託する形で実施していたが、職員の負担が大きかったため、包括委託に切り替えたところ、実際に職員の業務負担が軽減できたと認識しているため、今後も包括委託により業務を進める予定である。
- ・ 地籍調査の着手に当たって、地籍調査に係る専担部署がなく、また、現在地籍調査 を実施している部署は地籍調査についての専門的な知識等も乏しいことから、包括委 託を活用した。
- ・ 地籍調査に着手した当初は、一部の工程を民間事業者に委託して実施していたが、 その後、職員の業務負担を軽減するため包括委託を活用した。包括委託は、委託に係 る費用が少し高くなる一方、住民説明会や立会いに係る資料作りに加え、測量結果に ついても民間事業者に細かく検査してもらえる点にメリットを感じている。
- ・ 地籍調査に着手するに当たって、職員に地籍調査に関するノウハウが蓄積されてい

ないことに加えて、人手が不足していたことから、可能な限り業者に委託したいと考え、包括委託を積極的に活用している。

(注) 当省の調査結果による。

一方、包括委託の活用実績がない74市町村では、包括委託について、図表6-(4)-⑨のとおり、包括委託を活用すると事業費が高くなる、既に職員に地籍調査の実施に係るノウハウがあることから活用を検討していないなどの意見がみられた。

# 図表 6-(4)-9 包括委託を活用していない調査対象市町村による意見の例

- ・ 包括委託は、①事業費が高くなること、②どの程度職員の負担軽減につながるのか 判然としないこと、③業者に多くの作業を任せてしまうため、職員の地籍調査に係る ノウハウが失われてしまうことから、活用していない。
- ・ 包括委託の有効性は認識しているものの、地籍調査事業は住民の所有する土地に関する事業であるため、住民の理解を得る必要があると考え、立会いには常に職員が出向くこととしており、工程の大部分を業者に委託する包括委託については現在実施する予定はない。
- ・ 第6次十箇年計画以前から地籍調査を実施しており、職員にノウハウがあるため、 包括委託の活用を検討していない。
- (注) 当省の調査結果による。

### (5) その他の推進施策

### ア 研修の実施状況

### (国における地籍調査に係る研修の開催状況)

国土交通省は、地籍調査の実施に当たり、技術的かつ法律的な知見が必要になることから、地籍調査の適正かつ円滑な実施に資するため、図表 6-(5)-ア-①のとおり、毎年度、「国土調査研修」、「指導者養成研修会」及び「制度運用実務研修会」の三つの研修を開催している。

国土調査研修は、主に地籍調査を新たに担当する国、都道府県及び市町村の職員を対象に、国土調査に関する知識、地籍調査の実施に必要な技術等を習得させることを目的に開催されており、地籍調査全般に係る内容の研修となっている。

指導者養成研修会は、主に地籍調査に従事して複数年が経過した職員を対象 に、市町村に対し適切な指導ができる都道府県の担当者を養成することを目的 に開催されており、国土調査研修に比べ、より高度な内容の研修となっている。

制度運用実務研修会は、主に市町村等の職員を対象に、地籍調査の円滑な実施のために必要な制度や運用の内容を習得させることを目的に開催されており、地籍調査を進める上で必要な実践的な知識を習得させるための研修となっている。

図表6-(5)-ア-① 国土交通省における地籍調査に係る研修の開催状況

区分	国土調査研修	指導者養成研修会	制度運用実務研修会
目的	国土調査に関する知識、地籍調査の実施 に必要な技術等を習得させること	市町村に対し適切な指導 ができる都道府県の担当 者を養成すること	地籍調査の円滑な実施の ために必要な制度や運用 の内容を習得させること
対象	国土交通省、他府省庁、都道府県、市町村の職員で、国土調査関係の業務を担当し、次のいずれかに該当する者 (注)都道府県、市町村の職員は、都道府県の地籍担当から推薦された者に限る <基本コース> 国土調査に関する知識を必要とする者 <実習コース> 地籍調査に関する技術を必要とする者 <標準コース> 国土調査に関する知識、地籍調査に関する技術を必要とする者	地籍調査に従事する都道府県の担当者及び都道府県が推薦する市町村等の担当者	地籍調査に従事する都道府県及び市町村等の担当者
時期	5月中旬~下旬	6月下旬~7月下旬	9月~11月
期間	基本、実習コース:4日 標準コース:10日	2.5日	0.5日
会場	国土交通大学校	東京都内	全国15箇所
定員	基本コース (I期):80名 標準、基本 (II期)、実習コース:100名	50名程度	各会場100名程度 (関東、東海、近畿ブ ロックは200名程度)

<sup>(</sup>注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

<sup>2</sup> 表中の時期、期間、会場及び定員は、平成30年度における内容を記載している。

平成24年度から29年度までにおける上記研修の開催状況をみると、図表6-(5)-ア-②のとおり、国土調査研修の参加人数は、24年度の122人から年々増加を続け、いずれの年度も参加人数が募集人数を上回っており、29年度の参加人数は233人となっている。

指導者養成研修会については、いずれの年度も参加率が80%を上回っており、平成29年度の参加人数は49人となっている。

制度運用実務研修会については、平成24年度から28年度までの参加率は約50%から約60%で推移しており、29年度の参加率は68.1%で、参加人数は1,226人となっている。

図表6-(5)-ア-② 国土交通省における地籍調査に係る研修の開催状況

(単位:人、%)

国土調査研修		指導者養成研修会			制度運用実務研修会					
区分	分	参加人数	募集人数	参加率	参加人数	募集人数	参加率	参加人数	募集人数	参加率
		(a)	(b)	(a/b)	(a)	(b)	(a/b)	(a)	(b)	(a/b)
平成24年	丰度	122	100	122.0	68	50	136.0	1,004	1,800	55.8
25年	丰度	139	100	139.0	70	50	140.0	957	1,800	53. 2
26年	丰度	148	100	148.0	58	50	116.0	899	1,800	49. 9
27年	丰度	152	150	101.3	74	50	148.0	1, 139	1,800	63. 3
28年	丰度	155	150	103.3	44	50	88.0	1,032	1,800	57. 3
29年	丰度	233	180	129. 4	49	50	98.0	1, 226	1,800	68. 1

<sup>(</sup>注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

## (都道府県における地籍調査に係る研修の開催状況)

地籍調査に係る研修については、上記のとおり、国が開催する研修のほか、 各都道府県においても、地籍調査に係る独自の研修を開催している。

今回、当省が調査対象 23 都道府県における平成 25 年度から 29 年度までの地籍調査に係る研修の開催状況を調査したところ、図表 6-(5)-ア-③のとおり、22 都道府県で地籍調査に係る研修を開催している状況となっている。

図表 6-(5)-ア-③ 調査対象都道府県における地籍調査に係る研修 の開催状況 (平成 25 年度~29 年度)

(単位:都道府県)

区分	都道府県数
地籍調査に係る研修を開催している	22
地籍調査に係る研修を開催していない	1

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 調査対象23都道府県について記載している。
  - 3 研修を開催していない都道府県では、その理由について、市町村等 の地籍調査担当職員には、国や関係機関が開催する研修会等に参加し てもらっているためとしている。

調査対象都道府県が開催する地籍調査に係る研修の内容をみると、図表 6-(5)-ア-④のとおり、毎年度、地籍調査全般に係る内容の研修を開催しているもの、年度ごとに特定分野を複数選定して研修を開催しているもの、地籍調査事業費の積算や地籍測量など特定分野に特化した内容の研修を開催しているものなどがみられた。

図表 6-(5)-ア-④ 調査対象都道府県が開催する地籍調査に係る研修の具体的な内容の 例

		'J
区分	都道府 県名	内 容
毎年度、 地籍調査 全般に係	北海道	毎年 1~2 回程度、道内市町村の地籍調査担当職員等を対象に、必要な技術及び事務の説明を行う地籍調査事業説明会を開催している。 <主な研修内容>
る内容の研修を開催		<ul> <li>・地籍調査事業の概要</li> <li>・事業計画及び地籍調査費負担金</li> <li>・国土調査法第10条第2項委託</li> <li>・事業計画及び地籍調査費負担金</li> <li>・超籍調査事業費の積算</li> <li>・都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査</li> <li>・一筆地調査</li> <li>・測量実習</li> <li>・地籍測量</li> <li>・不動産登記法(地図作成作業、</li></ul>
	広島県	広島県内では、広島県地域振興協議会(事務局:広島県町村会)が、毎年2回程度、県内市町村の地籍調査業務の向上等を目的として地籍調査事業事務講習会を開催しており、県は講習会の企画等に携わっている。年2回開催される講習会のうち、1回目は初任者向けの内容、2回目は経験者向けの内容としている(特に対象者の制限はなし)。  <主な研修内容> (1回目) (2回目) ・国土調査の概要等 ・地籍調査事業費の積算 ・地籍調査における一筆地調査の事例 ・運と解説 ・地籍測量 ・地籍測量 ・地籍調査の成果の数値情報化とその ・ 利活用
年に野選研催と分数で開	愛知県	毎年1回、市町村職員を対象として、地籍整備の必要性、地籍整備における様々な手法、国等における支援体制などについて学ぶ地籍調査担当者研修会を開催している。同研修会には、市町村職員のほか、法務局等(名古屋、津、岐阜等)、中部地方整備局、愛知県土地家屋調査士会、愛知県測量設計業協会、民間事業者等も参加している。  <主な研修内容>  平成27年度  ・法務局も地籍調査を応援します ・震災による液状化リスクに備える 〜津波だけではない地籍調査の有用性〜・愛知県の地籍調査の推進に向けて ・境界立会いをトラブルなく済ませるには ・基準点を活用した測量のすすめ

	1	
		28 年度   ・地図づくりをするときーそれは今
		・地籍調査のススメ(パネルディスカッション)
		29 年度  ・地籍調査の課題-市町村へのメッセージ-
		・地籍整備の推進に向けた国土交通省の取組
		・県内市町村における地籍調査の状況について
		・地籍調査と法務局について
		37HW4111 G 10-104743
	徳島県	平成 26 年度から、毎年 1~2 回、県内市町村職員を対象とした県地籍調
	, _ , , , ,	査講習会を開催している。同講習会では、県、四国地方整備局、徳島県土
		地家屋調査士会、徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、地籍アドバイ
		ザーが講師として参加している。
		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		<主な研修内容>
		平成 26 年度   ・D I D地区における 14 条地図作成作業について
		・2 項委託におけるE工程とH工程の概要について
		27 年度 ・地籍調査の成果の認証請求について
		・地籍測量の工程管理と検査における留意点について
		・筆界未定地のリスクと解消手続
		• 三重県地籍調査研修会報告
		・地籍調査推進に関する取り組み
		28 年度 ・一筆地調査と地籍測量について、
		・地籍調査作業規程準則等の改正について
		・工程管理と認証事務について
		・地籍整備推進調査費補助金制度の概要について
		・外部専門家の活用による地籍調査の推進について
		29 年度 ・公図の成り立ち (明治時代の地図作製)
		・地籍調査事業における連絡事項
<del>此</del>	おおほ	工式 97 矢座に地磁調本車業の建管に立西も其大的知識の放復も図えた
特定分野	宮城県	平成27年度に地籍調査事業の積算に必要な基本的知識の修得を図るた
に特化し		め、市町村の地籍調査担当職員のうち、積算業務に携わる職員を対象に、
た内容の		市町村地籍調査積算研修会を開催している。
研修を開		<主な研修内容>
催		・地籍調査事業積算基準について(基準書の解説)
		・積算システムの操作(実習)
	愛知県	地籍測量に係る基礎的な知識や最新の情報を提供することにより、地籍
		調査の知識及び技術の向上を図ることを目的として、平成 28 年度及び 29
		年度に、地籍調査を実施(予定を含む)する市町村の職員を対象に、地籍
		調査測量研修会を開催している。同研修会では、県や地籍アドバイザーの
		ほか、民間事業者の職員も講師として参加している。
		<主な研修内容>
		・観測に必要となる測量基礎
		・観測実習(トータルステーション(TS)の使用方法等の説明、
		TS観測実習(辺長検査)、GNSS測量(単点観測法)の基礎)
		・実習により観測したデータの確認

# (注) 当省の調査結果による。

また、調査対象 104 市町村の中には、地籍調査に係る研修に関する意見要望として、図表 6-(5)-ア-⑤のとおり、地籍調査の再開に当たって、都道府

県による研修の充実を求めるものや、工程管理等に関する知識及び技術を有した職員を育成するなど、研修等の充実により地籍調査に対応できる人材の育成が必要としているものなどがみられた。

図表 6-(5)-ア-⑤ 調査対象市町村における地籍調査に係る研修に関する意見 要望の例

区分	内 容
例 1	市では、地籍調査を休止してから約20年が経過しており、地籍調査に関
	する知識を有する職員がいない状況となっている。
	県が毎年 1 回開催している担当者研修会に職員が出席しているものの、
	同研修会のみでは、地籍調査に係る網羅的な知識の習得が困難であり、特に
	地籍調査の再開に当たって必要と考えられる包括委託等の国の各種支援施
	策に関する知識が不足している。
	このため、地籍調査の再開に当たっては、県による国の各種支援施策に関
	する研修の充実など、県の支援が必要である。
例 2	地籍調査担当職員の技能の向上に係る国の支援策には、国等が実施する
	研修などがあるものの、同研修を受けただけでは必ずしも十分ではなく、現
	場でのOJTにより育成を行っているのが現状である。
	このため、市では、地籍調査に対応できる人材の確保が課題となってお
	り、研修等の充実によって、包括委託を行っている事業者との測量成果に関
	する協議や調整、内容の精査などに対応できる知識と技術を有した職員の
	育成が必要である。

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査対象都道府県の中には、図表 6-(5)-ア-⑥のとおり、毎年度、 工程管理等に関する研修を開催している例や、未着手・休止市町村を対象と した研修を開催し、地籍調査の着手・再開を促している例など、上記のよう な市町村の意見要望に対応する研修を開催している都道府県もみられた。

図表 6-(5)-ア-⑥ 調査対象都道府県において市町村の意見要望に対応する研修を開催している例

区分	都道府 県名		内容
毎年度、	山口県		では、毎年1回、県内の市町村の地籍調査担当職員等を対象とし
工程管理		た上程管	理者講習会を開催しており、表1のとおり、同研修会において、
等に関す		検査・認	証事務の留意事項、地籍調査事業費の積算、地籍測量(工程管理
る研修を		及び検査	の留意点等)について講義を行っている。
開催			
		表1 山口	コ県が開催する工程管理等に関する研修の概要
		区分	内容
		目的	①予算要望前に積算等について、市町村に対し説明するた
			め、②制度改正等がある場合には、県内市町村が円滑に事業
			を実施できるようにするため
		参加者	県内市町村の職員、民間事業者
		内容	・検査、認証事務の留意事項
			・地籍調査事業費積算について

		準則及び運用基準の一部改正について等)
		(注) 当省の調査結果による。
未着手·	静岡県	静岡県では、平成23年度から未着手・休止市町村が多い賀茂地域にお
休止市町		いて、「地籍調査着手推進モデル調査」を実施し、地籍調査の着手・再開
村を対象		の働きかけを実施している。この取組の一環として、表2のとおり、平成
とした研		25 年度に賀茂地域管内の市町村職員等を対象とした、地籍調査への着手・
修を開催		再開のための研修会を開催している。
		また、平成 26 年度には、賀茂地域の 1 市町村において地籍調査に着手
		することとなったこと、賀茂地域6市町村において、都市部官民境界基本
		調査を実施することとなったことを受けて、賀茂地域における地籍調査の

することとなったこと、賀茂地域6市町村において、都市部官民境界基本調査を実施することとなったことを受けて、賀茂地域における地籍調査の周知・啓発を図り、地籍調査の着手・再開に向けた機運の醸成を図るため、研修会を開催している。

・地籍測量(工程管理及び検査の留意点、地籍調査作業規程

なお、賀茂地域6市町村では、地籍調査の共同実施を円滑に推進するため、前述2-(3)のとおり、平成28年10月に「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定」を締結し、賀茂地域においては29年度までに全ての市町村が地籍調査に着手・再開している。

表 2 静岡県が開催する未着手・休止市町村を対象とした研修の概要

区分		內容
年度	平成 25 年度	26 年度
目的	賀茂地域の未着手・休止市町 村の解消	賀茂地域における地籍調査の 周知・啓発を図り、地籍調査の 着手・再開に向けた機運の醸成 を図るため
参加者	賀茂地域管内の市町村職員、 静岡県賀茂農林事務所職員 等	市町村職員、市町村議員、土地 家屋調査士、測量設計協会、住 民 等
内容	・モデル調査の報告 ・都市部官民境界基本調査 ・静岡県地震・津波対策アク ションプログラム 2013 ・地籍整備推進調査費補助金	・着手した1市町村の地籍調査 (着手の経緯、方針) ・地籍調査の概要 ・東日本大震災関連の講演 ・国の地籍調査の促進方針 ・地籍調査を実施中の市町村 による事例発表
(注) 当	省の調査結果による。	

(注) 当省の調査結果による。

### イ 地籍アドバイザー派遣事業の活用状況

#### (地籍アドバイザー派遣事業の概要)

国土交通省は、地籍調査を推進するため、市町村等における地籍調査実務の経験者や土地家屋調査士、測量士等の地籍調査に精通し、その推進に意欲を有する者を選考して地籍アドバイザーとして登録し、都道府県や市町村等の依頼に基づき派遣する「地籍アドバイザー派遣事業」を平成14年度から実施している。

同省は、地籍アドバイザー派遣事業の実施に当たって、図表6-(5)-イ-①のとおり、事業の目的や地籍アドバイザーの任務、登録の要件等を定めた地籍アドバイザー派遣事業実施要領を平成20年度に策定しており、地籍アドバイザーは、同実施要領に基づき、派遣先の市町村等に対し、地籍調査開始時における調査計画作成のための助言や住民説明会開催に関する助言等のほか、地籍調査の推進に必要な各種支援活動を行うこととされている。

# 図表6-(5)-イ-① 地籍アドバイザー派遣事業実施要領(抄)

(目的)

第1条 国は、地籍調査を推進するため、地籍調査に精通し、その推進に意欲を有する者を地籍アドバイザーとして登録して、地籍調査の推進を図る市町村及び都道府県並びに地籍調査を実施する土地改良区、森林組合その他の者(以下「対象市町村等」という。)に派遣し、地籍調査の実施にあたっての支援を行うものとし、その登録及び派遣に必要な事項について定めるものとする。

#### (地籍アドバイザーの任務)

- 第2条 地籍アドバイザーは、対象市町村等の依頼や国の派遣計画に基づき、対象市町村等に対し、次の各号に掲げる支援活動を行うものとする。
  - 一 地籍調査開始時における調査計画作成のための助言
  - 二 住民説明会開催に関する助言及び説明補助
  - 三 地籍調査(予備調査及び概況調査を含む。)の工程管理に関する助言及び補助
  - 四 地籍調査(予備調査及び概況調査を含む。)の実施に関する助言及び補助
  - 五 認証資料作成に関する助言及び補助
  - 六 地籍調査成果及び都市再生街区基本調査成果の利活用促進に資する助言
  - 七 地籍調査の円滑な推進及び成果の利活用促進に資する報告書の作成
  - 八 その他地籍調査の推進に必要と認められる支援活動

#### (登録の要件)

- 第3条 地籍アドバイザーの登録の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 地籍調査に関する豊富な経験・知識を有するとともに、地籍調査の推進に強い 意欲と深い理解がある者
  - 二 氏名等の登録内容を都道府県及び市町村等に対して開示するとともに、氏名及び様式1の登録分野をホームページで公開することに同意する者
  - 三 次のいずれかの経験を有する者

- ①過去5年以上にわたって地籍調査業務に従事した者で、国土交通省が実施する 指導者養成講習又は専門技術者養成講習を修了した者
- ②地籍調査に関する表彰を受けた者で、過去5年以内に地籍調査に従事したことのある者又は地籍調査を行う者を監督する地位にあった者
- ③その他過去5年以上にわたって地籍測量業務、公共事業に係る用地関係業務(市街地開発等に関する者を含む。)、登記行政等に従事した者又は土地家屋調査士など登記所備付地図作成作業に精通した者で、地籍アドバイザーとして適格であると国土交通省が認める者

以下(略)

# (全国の地籍アドバイザーの登録状況等)

平成25年度から29年度までの国土交通省が登録している全国の地籍アドバイザーの推移をみると、図表6-(5)-イ-②のとおり、25年度は44人であったが、29年度は58人となっている。

### 図表 6-(5)-イ-② 全国の地籍アドバイザーの登録者数の推移

(単位:人)

区 分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
登録者数	44	55	55	55	58

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

また、平成25年度から29年度までにおける、全国の都道府県及び市町村に派遣された地籍アドバイザーの実績は、図表6-(5)-イ-③のとおり、60件台から90件台までの間で推移しており、29年度は80件となっている。

### 図表6-(5)-イ-③ 全国の地籍アドバイザーの派遣実績

(単位:件)

	区 分		平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
派	ť	畫	実	績	68	92	71	64	80
	現	地	指	導	14	26	21	53	70
	着	手	促	進	9	18	7	11	10
	講	師	派	遣	45	48	43	_	_

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 「現地指導」とは、地籍調査を実施している市町村に対する派遣を、「着手促進」とは、未着手・休止市町村に対する派遣を、「講師派遣」とは、指導・助言等の対象が複数の市町村の場合を指している。
  - 3 「講師派遣」は、平成28年度以降「現地指導」に計上されている。

### (調査対象都道府県における地籍アドバイザーの活用状況)

平成25年度から29年度までの調査対象23都道府県における地籍アドバイザーの活用実績は、図表6-(5)-イー④のとおり、件数をみると、26年度以降、20件前後で推移しており、都道府県数では、25年度以降、10都道府県前後で推移している。

また、支援活動別にみると、ほとんどが市町村の地籍担当者を対象とした研修等における講師派遣としての実績となっている。

## 図表6-(5)-イ-④ 調査対象都道府県における地籍アドバイザーの活用状況

(単位:件、都道府県)

	区 分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
派	遣 実 績	27 (12)	22 (11)	22 (12)	19 (10)	19 (10)
	現地指導	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 ( 9)	19 (10)
	着手促進	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
	講師派遣	27 (12)	22 (11)	22 (12)	_	_

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 「現地指導」とは、地籍調査を実施している市町村に対する派遣を、「着手促進」 とは、未着手・休止市町村に対する派遣を、「講師派遣」とは、指導・助言等の対 象が複数の市町村の場合を指している。
  - 3 「講師派遣」は、平成28年度以降「現地指導」に計上されている。
  - 4 派遣実績は件数であり、()は、活用した都道府県数である。

また、研修等の講師として地籍アドバイザーを活用した都道府県では、地籍アドバイザー派遣事業について、図表6-(5)-イ-⑤のとおり、「市町村職員にとって実務的な内容の助言を得られるので有意義である」、「市町村の地籍調査担当者のスキルアップを図ることができる」などの意見がみられた。

### 図表6-(5)-イ-⑤ 地籍アドバイザーを活用した調査対象都道府県の意見の例

- ・ 管内に未着手・休止市町村が多いため、着手・再開するきっかけをつくる目的で地籍アドバイザーを活用し、地籍調査に関する一連の流れについてアドバイスをしてもらっている。市町村の地籍調査担当者からは評判が良く、特に、地籍アドバイザーが市町村職員の場合は、地方公共団体の実態に即したアドバイスを受けられるため、有益であると聞いている。(京都府)
- ・ 県が主催する市町村の地籍調査担当者を集めた会議等で、地籍アドバイザーを講師 として派遣してもらい、地籍調査に係る工程等について説明してもらうことで、地籍 調査担当者の全体的なスキルアップを図ることができた。(徳島県)
- ・ 県が主催する国土調査推進協議会の場に、研修講師として派遣してもらっている。 地籍アドバイザーに講演してもらうことにより、管内市町村の地籍調査担当職員が、 地籍調査作業に係る基本的な知識や留意点、工程管理の方法や、地籍測量の工程管

理・検査の流れ等について理解できているため、有意義な制度であると認識しており、今後も継続して活用したいと考えている。(高知県)

- ・ 市町村地籍調査担当者を対象に実施している担当者会議に、講師として地籍アドバイザーに登録されている県内の市町村職員を派遣してもらっている。同アドバイザーは、実際に地籍調査に従事した経験を有しているため、細かい実務的なことや経験の浅い職員では気付きにくいところについての研修を行ってもらえることから、非常に有益である。(大分県)
- ・ 測量業務や地方公共団体の地籍調査担当のOBなど、地籍調査に精通したアドバイ ザーから実務的な内容の研修を行ってもらえるため、役立っている。(山口県)
- (注) 当省の調査結果による。

## (調査対象市町村における地籍アドバイザーの活用状況)

平成25年度から29年度までの調査対象104市町村における地籍アドバイザー派遣事業の活用実績は、図表6-(5)-イ-⑥のとおり、件数をみると、5件前後で推移しており、市町村数では、5市町村前後で推移している。

また、支援活動別にみると、市町村が地籍調査を実施する際の現地指導や未着手・休止市町村における着手促進としての実績となっている。

# 図表6-(5)-イ-⑥ 調査対象市町村における地籍アドバイザーの活用状況

(単位:件、市町村)

	X	. <i>5</i> .	}		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
派	遣	5	夷	績	3 (2)	5 (5)	4 (4)	7 (6)	4 (4)
	現	地	指	導	1 (1)	3 (3)	4 (4)	5 (5)	4 (4)
	着	手	促	進	2 (1)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	講	師	派	遣	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	_

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 「現地指導」とは、地籍調査を実施している市町村に対する派遣を、「着手促進」 とは、未着手・休止市町村に対する派遣を、「講師派遣」とは、指導・助言等の対象 が複数の市町村の場合を指している。
  - 3 「講師派遣」は、平成28年度以降「現地指導」に計上されている。
  - 4 派遣実績は件数であり、()内は、活用した市町村数である。

また、地籍アドバイザーを活用した市町村では、地籍アドバイザー派遣事業について、図表6-(5)-イ-⑦のとおり、「地籍アドバイザーから具体的な助言等が得られ有益である」、「地籍調査の着手に当たっての必要な知識の習得に役立つ」などの意見がみられた。

### 図表6-(5)-イ-(7) 地籍アドバイザーを活用した調査対象市町村の意見の例

- ・ 地籍調査の実施に当たって、初めて一筆地調査を実施することから、ノウハウが乏しく、個別具体的な助言が必要であったため、派遣を要望した。地籍アドバイザーから、工程管理や検査、閲覧、認証請求について助言を受け、非常に有益であったと感じているため、地籍アドバイザー制度活用後も、当該地籍アドバイザーと直接やり取りをし、情報交換等を行っている。
- ・ 地籍調査事業の実施に必要な体制や、包括委託を活用する際に市町村が実施すべき 工程管理をどのように実施するか等疑問点について、地籍アドバイザーからアドバイ スをもらい、地籍調査に着手するに当たっての必要な知識の習得に非常に役立ったと 感じている。
- ・ 地籍調査に着手したばかりで、ノウハウがなかったため、国土調査法や市町村職員が実施すべき成果品の点検・検査方法等について、地籍アドバイザーに確認してもらいつつ、成果品のチェックポイント等について指導してもらったため、参考になった。

#### (注) 当省の調査結果による。

一方、地籍アドバイザーを活用していない市町村では、地籍アドバイザー派遣事業について、図表6-(5)-イ-⑧のとおり、「地籍調査の実施に当たって生じた疑問点について、近隣の市町村の地籍調査担当者や、包括委託を行っている事業者に照会しているため、活用していない」などの意見がみられた。

# 図表6-(5)-イ-⑧ 地籍アドバイザーを活用していない調査対象市町村の意見 の例

- ・ 地籍調査を実施するに当たって不明な点や疑問点があった場合、近隣の市町村の地 籍調査担当者に照会しているため、地籍アドバイザー制度を活用していない。
- ・ 包括委託を行っている事業者に地籍アドバイザーがおり、疑問点等については当該 アドバイザーに問い合わせ、対応してもらっているため、制度としては活用していな い。
- ・ これまで休止することなく地籍調査を実施してきており、地籍調査業務に係るノウハウの蓄積や継承が行われているため、地籍アドバイザーを依頼する必要性は感じていない。
- ・ 県が主催する国土調査推進協議会や、国土交通省が開催している研修等に参加し、 ある程度の知識を習得できているため、活用していない。
- (注) 当省の調査結果による。

### ウ 新しい測量技術の活用状況

### (新しい測量技術の概要)

国土交通省は、地籍調査における測量作業の効率化を図るため、平成27年度 以降、準則及び運用基準を改正し、新しい測量技術として、GNSS測量や高 性能な測量機器を用いた効率的かつ高精度な測量を活用した測量手法(以下 「新技術」という。)を導入している。

従来、市町村等は、地籍調査の実施に当たり、準則及び運用基準に基づき、 図表6-(5)-ウ-①のとおり、国土地理院が基準点測量により設置した四等三角 点を基礎として、地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、細部図根測量、一筆 地測量の順に測量作業を実施していたが、国土交通省が準則及び運用基準を改 正し、新技術を導入したことにより、当該測量作業の一部を省略することが可 能になった。

- 国土地理院が実施 → 市町村等が実施 地 等三 準 籍 籍 細 点測 义 部 义 一角点の 筆 [根多 根 図 地 量に 根 測 角 一角 測 量 設置 測 測 量 量

図表6-(5)-ウ-① 地籍調査における測量作業の流れ

(注) 当省の調査結果による。

平成27年度以降、市町村等が地籍調査の実施に当たって、新技術として活用可能となった手法は、「電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量」(以下「手法①」という。)、「電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量」(以下「手法②」という。)、「単点観測法による一筆地測量」(以下「手法③」という。)及び「機器の高度化に伴う効率的な測量手法」(以下「手法⑤」という。)であり、各手法を活用することにより省略可能となる工程は、図表6-(5)-ウ-②-1及び図表6-(5)-ウ-②-2のとおりである。

図表6-(5)-ウ-②-1 市町村等が活用可能となった各手法の概要

区分	手 法	内 容
電子基準点	手法①「電子基準	市町村等は、地籍調査の実施に当たって、国土地理院が設置する
を活用した	点のみを与点と	四等三角点を基に地籍図根三角測量を実施しており、調査対象地域
測量手法	する地籍図根三	に四等三角点が設置されていない場合、国土地理院に対し、四等三
	角測量」	角点の設置を要望する必要があった。
		しかし、国土交通省は、平成27年度に運用基準を改正し、電子基

		準点(注)のみを与点とする地籍図根三角測量を活用可能としたことにより、市町村等は、四等三角点の設置を省略して、国土地理院が全国約1,300箇所に設置した電子基準点を基に地籍図根三角測量
		を実施することが可能となった。  (注)電子基準点は、常時GPS衛星等からの電波を受信し、受信 データをネットワーク経由で国土地理院に送信しており、市町
		村等では、それらのデータを測量作業で活用することが可能と されている。
	手法②「電子基準	
	点のみを与点と する地籍図根多	おいて、電子基準点を基に地籍図根多角測量を実施し、その測量成果の精度について検証を行ったところ、国土調査法施行令第15条に
	角測量」	定める誤差の限度内に収まることが確認できたため、平成29年度か
		ら電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量を可能とした。 市町村等は、手法②を活用することにより、四等三角点の設置及
		び地籍図根三角測量の実施を省略して、電子基準点を基に地籍図根
当 占 組 測 注	手法③「単点観測	多角測量を実施することが可能となった。 国土交通省は、平成22年度に準則及び運用基準を改正し、単点観
		測法(注)による一筆地測量を活用可能とした。
測量手法	測量」	市町村等は、手法③を活用することにより、四等三角点の設置や、 地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、細部図根測量の実施を省略
		して、一筆地測量を実施することが可能となった。
		(注) 単点観測法とは、位置座標を求めたい点の上にGNSSア
		ンテナを立て、GNSS衛星からの電波を10秒程度受信する とともに、携帯回線等で国土地理院の電子基準点の観測デー
		タを用いた補正情報等を取得・解析することで、即座に座標
		を求めることができる測量方法である。
	手法④「単点観測  法による細部図	手法③は、上空視界を十分に確保できない都市や宅地、林野では 採用できない場合が多く、他の測量技術を併用する必要があるが、
	根測量」	従来、準則において、手法③を活用した場合、一筆地測量のみを行
		うものとすると定めていた。 このため、他の測量技術を併用する場合には、測量作業の一部を
		実施する必要があることから、国土交通省は、「平成28年度地籍測
		量の効率化に係る検討業務」において、単点観測法を活用した細部 図根測量を実施し、その成果の精度が国土調査法施行令第15条に定
		める誤差の限度内に収まることを確認するとともに、準則を改正
		し、平成29年度から単点観測法による細部図根測量を可能とした。
		市町村等は、手法④を活用することにより、四等三角点の設置や、 地籍図根三角測量、地籍図根多角測量を省略して細部図根測量を実
	-VI. O FIMER	施することが可能となった。
	手法⑤「機器の高 度化に伴う効率	GNSS測量の導入や高精度な測量機器の普及及び計算機器の 計算能力の向上により、市町村等は、地籍図根三角測量で設置した
及等	的な測量手法」	図根三角点を基に細部図根測量を実施できるようになり、地籍図根
(22.)	通名の容料を基に	多角測量を省略することが可能となった。

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

区 分 手法(1) 手法(2) 手法(3) 手法④ 手法(5) 基準点測量による 省略 省略 省略 省略 四等三角点の設置 地籍図根三角測量 一部省略 省略 省略 省略 地籍図根多角測量 一部省略 省略 省略 省略 細部図根測量 省略 一筆地測量

図表6-(5)-ウ-②-2 各手法を活用することにより省略可能となる工程

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

また、国土交通省は、新技術の活用促進に向けて、図表6-(5)-ウ-③のとおり、準則及び運用基準の改正についての解説書や、新技術の活用に係るマニュアルを作成してホームページで公開しているほか、国、地方公共団体、関係団体等が主催する研修会や講演会に職員を派遣し、各手法の説明等を実施している。

# 図表6-(5)-ウ-③ 新技術の活用促進に向けたマニュアル等の作成例

- ・ 「電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量(解説)準則改定版」(平成28年4月 25日国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- ・ 「ネットワーク型RTK法による単点観測法マニュアル(Ver2.1)」(平成28年6月 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- 「マルチGNSS測量マニュアル」(平成29年3月23日国土籍第376号)
- ・ 「地籍調査作業規程準則の一部改正に伴う運用と解説」(平成28年4月国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課)
- (注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

### (調査対象都道府県における新技術の活用に係る市町村に対する指導・支援状況)

調査対象23都道府県における、新技術の活用に係る市町村に対する主な指導・支援状況をみると、図表6-(5)-ウ-④のとおり、新技術を活用している市町村に対し、他の市町村よりも優先的に国庫負担金を配分しているものや、国土交通省が作成したマニュアルを用いて新技術の活用を促しているものなどがみられた。

# 図表6-(5)-ウ-④ 調査対象都道府県における新技術の活用に係る市町村に対 する指導・支援状況の例

- ・ 新技術の導入により、測量を少ない人数で行えるようになる上、コストも通常の 測量より1割ほど安くなるので、県内市町村での積極的な導入・活用を望んでおり、 新技術を導入・活用している市町村に対しては国庫負担金を優先的に配分する取組 を実施している。(三重県)
- ・ 新技術の活用により、市町村は測量に要する費用を削減できるため、市町村の地 籍調査担当者を集めた会議や、市町村に対して予算要望に係るヒアリングを実施す る際、国土交通省が作成したマニュアルを用いて新技術を積極的に活用するよう促 している。(香川県)
- ・ 地籍調査を実施するのは市町村であり、地籍調査を実施する地区の地形や、市町村の実情はそれぞれ異なるため、積極的に取り組む意向を示している市町村に対しては、市町村の意向に沿って、指導していきたいと考えている。(静岡県)
- (注) 当省の調査結果による。

### (調査対象市町村における新技術の活用状況)

調査対象104市町村において、平成27年度以降に新技術を活用した市町村数をみると、図表6-(5)-ウ-⑤のとおり、53市町村でいずれかの手法を活用した実績がみられた。また、53市町村のうち、地籍調査を実施する土地の状況に応じて、手法①を活用しているものが51市町村、手法⑤を活用しているものが32市町村となっている。

### 図表6-(5)-ウ-⑤ 調査対象市町村における各新技術の活用状況

(単位:市町村)

区 分	市町村数
手法①「電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量」	51
手法②「電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量」	0
手法③「単点観測法による一筆地測量」	1
手法④「単点観測法による細部図根測量」	1
手法⑤「機器の高度化に伴う効率的な測量手法」	32
上記手法①から手法⑤のいずれかを活用したことがある	53

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
  - 2 各手法の活用について、複数の区分に該当する市町村がある場合は、それぞれ計上している。

調査対象市町村では、新技術を活用したことによるメリットについて、図表 6-(5)-ウ-⑥のとおり、作業に掛かる費用や時間の短縮や、人員負担の削減に つながったという意見がみられた。

図表6-(5)-ウ-⑥ 調査対象市町村における新技術を活用したことによるメリットの例

	) 1 V) ()
区分	内容
手法①「電子	・ 山間部で測量するに当たって、従来の四等三角点を使用する方法で
基準点のみを	は、所有者の承諾を得た上で樹木を伐採する場合があったが、電子基
与点とする地	準点を使用することにより、観測精度が高くなることに加え、この手
籍図根三角測	間と時間が短縮できるようになった。
量」	・ 以前は測量作業を実施するに当たって、国土地理院と協議の上、基
	準点の設置等を行う必要があったが、手法①を活用することにより、
	電子基準点を活用できるところであれば、測量作業を実施できること
	から、作業が簡略化されたことに加え、経費も抑えられた。
	・ 手法①を導入したことにより、国土地理院に対して四等三角点の設
	置に係る要請を行う必要がなくなり、電子基準点を活用して直接地籍
	図根三角測量を設置できることから、有効である。
手法④「単点	・ 手法④を活用したことにより、地籍図根三角測量及び地籍図根多角
観測法によ	測量を省略することが可能となったため、作業期間が大きく短縮さ
る細部図根	れ、職員負担の軽減につながった。
測量」	
手法⑤「機器	・ 手法⑤について、地籍図根多角測量を省略できることから、測量作
の高度化に	業に掛かる手間が省けるとともに、経費面でも、地籍図根多角測量に
伴う効率的	要する費用(1km²当たり約160万円程度)を削減できる試算があるため、
な測量手法」	今後とも活用したい。
	・ 手法⑤の活用により、地籍図根多角測量が省略されたことから、地
	籍調査作業に掛かる期間が約1か月短縮された。

### (注) 当省の調査結果による。

一方、調査対象市町村では、新技術の活用に当たっての課題について、図表 6-(5)-ウ-⑦のとおり、「GNSS衛星を用いた手法では、住宅密集地において は遮蔽物等により電波を受信できないため、活用できない」などの意見がみられた。

# 図表6-(5)-ウ-⑦ 調査対象市町村における新技術の活用に当たっての課題に 関する意見の例

・ 手法③について、役所の周辺で試行的に測定したところ、場所によっては電波を受信できなかったことや、ビル等の建物が電波を反射し、測定が不能となったこと、測量結果に数センチ単位で誤差が生じたことから、ミリ単位で境界を争っている区域が

多い地域では活用が困難であることから、活用しなかった。

- ・ 手法③を活用したところ、対象地域の一部で、軒先が障害となって測量できない箇所等があったため、従来から実施している測量手法を併用して測量せざるを得なかった。
- ・ 既に設置した地籍図根三角点と、電子基準点との間で整合が確認できないことから、地籍調査実施済みである隣接地区と整合性を確保するため、従来どおり新技術を活用せずに測量を実施している。
- ・ 単点観測法について、現在地籍調査を実施している地区では住宅密集地が多く、電波を受信するために必要な上空視界の確保が難しいことから、従来どおりの測量を実施している。
- ・ 新技術を活用した測量の精度に疑問があることや、市内に新技術を活用できる事業 者がいない。
- (注) 当省の調査結果による。